

フランスの家族政策、両立支援政策 及び出生率上昇の背景と要因

(特別レポート Vol.5)

2003 年 2 月

日本労働研究機構欧州事務所

目次

フランスにおける人口及び出生率の推移	...	3
1 フランスにおける人口の推移	...	3
2 フランスの出生数、出生率の動き	...	5
フランスの結婚・家庭と子供を持つことへの意識	...	12
1 結婚、離婚、非婚カップル	...	12
2 幼児のいる家庭の現状	...	16
3 子供を持つことに対する意識の変化	...	17
出産と保育	...	21
1 幼児の数と家族構成	...	21
2 親の社会階層と母親の雇用形態	...	21
3 託児方法	...	21
4 託児費用	...	28
5 子供の休暇中及び水曜日の受入れ	...	30
フランスの家族政策の概要と歴史	...	31
1 フランスの家族政策の特徴	...	31
2 金銭的援助の種類	...	33
3 フランスの家族政策の歴史	...	35
4 近年の家族政策	...	40
5 家族問題全国会議	...	41
6 ラファラン内閣の家族政策	...	43
7 家族政策の当事者	...	45
8 社会保障制度家族部門の財政	...	47
家族給付	...	49
1 概説	...	49
2 各給付の概要	...	50
3 家族給付の変遷と実態	...	55
住宅政策	...	60
1 概説	...	60
2 住宅給付の種類	...	61
3 住宅給付の支給状況	...	62

その他の税制上の措置と休暇制度	... 63
1 その他の税制上の措置	... 63
2 出産休暇制度	... 63
両立支援政策	... 65
1 女性の労働の現状	... 65
2 両立支援政策の推移	... 67
3 両立支援策としての休暇制度	... 70
4 両立支援策としての保育費援助	... 72
5 託児施設の拡充への取組み	... 78
近年のフランスの出生率上昇の要因と育児をめぐる我が国との違い	... 80
1 近年のフランスの出生率上昇の要因	... 80
2 育児をめぐる我が国との違い	... 82

・ フランスにおける人口及び出生率の推移

1 フランスにおける人口の推移

フランスの人口は、1779年に2,750万人程度と推定されており¹、5,500万人を突破したのが1980年代後半であることから、約200年かけて人口は倍増したことになる。

1789年のフランス革命直前のフランスは、ロシアを除けば欧州で最も人口の大きい国であり、人口1,000人当たりの出生率も30人台後半と極めて高く、人口は増加を続けていた。しかし、19世紀にはいつてからは、その増加の速度は緩やかなものとなっていった。

(1) 人口遷移期における例外的なフランスの動き

まず、19世紀以降のフランスの人口の推移をみることにする。

西欧の大半の国では、いわゆる「人口遷移期（19世紀後半）」に出生率の低下が死亡率の低下より時期的に遅れたため、人口は著しく増えることになった。これに対してフランスでは、出生率と死亡率は同時にしかも同じペースで低下するという例外をなした。その結果、フランス革命（1789年）の直前にはイギリスやイタリアより人口が多かったフランスは、第二次大戦直前にはこの二カ国の人口を下回るに至った。第二次大戦後にフランスと同二カ国の人口増加率が逆転したことにより、現在、三カ国の人口はほぼ同じ水準となっている。なお、フランスの人口の自然増加は、1920年代はスピードが遅く、1930年代に至ってはむしろマイナスとなっていた。

(2) 戦間期の停滞と戦後のベビーブーム

フランスは、第一次世界大戦では約150万人（うち18～45歳の男性が約135万人）を失い、人口再生産のリズムを狂わせ、戦間期には人口増加が停滞した。そして、第二次世界大戦でも大きな人的被害を受けた。約70万人が死亡、外国人約40万人がフランスを去り、人口は1946年には4,050万人と1910年代より100万人程度低い水準であった。しかし、1946～1970年までの間に人口は爆発的に増え（いわゆるベビーブーム）1970年には5,070万人に達した。

出生率の上昇は1942年から観察される。これは、捕虜の帰還と連合軍の最初の勝利が引きがねとなったものといわれている。しかし、本格的なベビーブームは1946年から1955年の間にみられ（出生率は年により20%を超える）、この動きは1960年代の半ばまで続いた。この結果、最も人口の多い世代は第2次ベビーブーマーとも呼ばれる1971年～1973年生まれとなっている（概ね年当たり85万人の出生）。

1946～1950年の死亡率は13%と依然高い水準であったが、その後1960～1964年には、医学と衛生の進歩により11.2%まで下がった。1945年に社会保障制度が発足したことも部分的には死亡率の低下に寄与している。死亡率の低下は特に乳児死亡率において著しいものがあった。

(3) 移民の流入

フランスではすでに19世紀にかなりの規模での外国人の移住が観察されている。フランス

¹ 今日の国境線に基づく推計。

が移民受入国となっていくのは、前述の人口遷移期のフランスの例外的な推移によるものといわれている。第一次世界大戦後、移民はさらに増えた。当時の移民の主要な出身地は、ベルギー、ポーランド、イタリア、北アフリカ、インドシナ半島などであった。

1930年代の経済危機と第一次世界大戦によって一旦は移民の流入にブレーキがかかったものの、第二次大戦後には改めて爆発的に増加する。150万人が死亡した第一次大戦後のように人口減少を補うためというよりは、むしろ1954年からの経済高成長の中、人手不足を補うためであった。この時には、最初はイタリア人、続いてスペイン、ポルトガル、その後マグレブ諸国（モロッコ、チュニジア、アルジェリアの3カ国をいう）、ブラックアフリカ、アンティル諸島からの流入が中心という経緯をたどった。

1950年代の初め頃まではフランスへの移住者の数は年間7万5千人程度であったのが、公式に移民が停止された1974年までは毎年、平均でほぼその倍の数を記録した。それ以降の移住は、すでに流入していた移民がフランスを永住地とすることにより呼び寄せた家族などが中心となる。

フランスではこうした外国人移住者が人口の高齢化を遅らせると同時に、多産であったことから部分的にはフランスの出生率を引上げる一因をなした。ちなみに、1946～1999年間の人口増加1,840万人の内訳をみると、自然増加が1,380万（出生4,160万、死亡2,780万）であるのに対して、人口移動の差がプラス460万であり、純人口増加の4分の1の寄与率となっている。

(4) 出生の減少と高齢化

人口の増加は1970年代の半ばから衰えをみせた。これは主に出生数の停滞ないし後退によるものであり、1975年には年間の出生数は74万5,000人へと減少した。出生数減少の要因としては、石油危機後の経済の低迷もさることながら、結婚年齢が遅くなり子供を持つ年齢が遅くなったこと、女性の妊娠可能な期間を短くすることに寄与する離婚の増加、働く女性の大幅な増加、などによる。

80年代には、一時的に出生率は上昇したが、その後年間出生数は1990年まで76万人前後で横ばいとなった。合計特殊出生率は1980年代終盤には1.8であった。

このような出生率の低下と死亡率の低下、特に乳児死亡率の低下が主因となって、人口の高齢化が進行している。しかしながら、今日乳児死亡率は生物学的下限（5～6‰）に近い数値となっており（表3）、死亡率は1960年代に横ばいとなったあと、70年代と80年代には降下線をたどった。

その結果、平均寿命は年々伸びて、女性は82歳、男性が74歳と世界的にトップクラスに入るに至っており、高齢化が進行している。現在の人口構成をみると、未成年が約25%、成年が約55%、60歳以上が約20%となっている（表1）。

(5) 現在のフランスの人口

フランスの人口は2001年1月1日の時点で6,070万人である。うち5,900万人が本国に住み、170万人が海外県に住む。2001年には本国の人口は30万人増加した。

国勢調査の行なわれた1946年と2000年の54年間に人口は4,013万人から5,876万人へと増えており、増加率は46%と、過去に例のない高い増加率を示した。なお、1901年と1946年の国勢調査の間の増加率は4%でしかなかった。これは二度にわたる大戦の犠牲者数が多か

ったためでもあるが、この 45 年間で比べて 1946～2000 年に著しい増加がみられるのは、より根本的な変化が関係しているとみるべきである。

1999 年の国勢調査では本国の 5,530 万人がフランス国籍で、330 万（5.6%）が外国国籍であった。1990 年から外国国籍の住民の総人口に占める割合は減少したが、これはフランス国籍の取得によるもので、いわゆる「外国人」が減ったためではない。

表 1 総人口と人口構成比の推移

年次	総人口(千人)	各年齢階級の総人口に対する割合(%)			
		20歳未満	20～59歳	60歳以上	(65歳以上)
1901*	38,486	34.3	53.0	12.7	8.5
1905*	38,800	34.0	53.2	12.8	8.5
1910*	39,089	33.6	53.7	12.7	8.5
1920	38,383	31.3	54.9	13.8	9.2
1925	39,981	30.7	55.3	14.0	9.3
1930	40,912	30.1	55.7	14.2	9.5
1935	41,249	29.6	55.7	14.7	9.9
1946	40,125	29.5	54.5	16.0	11.1
1950	41,647	30.1	53.6	16.2	11.4
1955	43,228	30.9	52.8	16.3	11.6
1960	45,465	32.3	51.0	16.7	11.6
1965	48,562	34.0	48.6	17.4	12.0
1970	50,528	33.1	48.8	18.0	12.8
1975	52,600	32.1	49.5	18.4	13.4
1980	53,731	30.6	52.4	17.0	14.0
1985	55,157	29.2	52.8	18.1	12.8
1990	56,577	27.8	53.2	19.0	13.9
1995	57,753	26.1	53.8	20.1	14.9
2000	58,749	25.6	53.8	20.6	16.0

(注) 1 各年 1 月 1 日時点の人口

2 *印の 1901 年、1905 年、1910 年については、普仏戦争にてプロシャに割譲されたアルザス・ロレーヌ地方を除く範囲での数値(第 1 次世界大戦により回復)

(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE)

2 フランスの出生数、出生率の動き

(1) 出生数の推移と出産年齢

フランスの出生数は 1930 年代には減少を続け、1930 年の 75 万人から 1938 年には 61 万人へと減少した。その後、第二次大戦後には 1945 年の 62 万人から 1946 年には 85 万人へと急激に増え、1949 年には 86 万 9000 人でピークを記録した。その後は、80 万人を割ることなく

若干減少していたが、1964年には87万4000人で二度目のピークに達した。1973～1975年には出生数は減少し、その後は75万人前後で概ね横ばいで推移している（1976年：72万人、1999年：74万4000人）。この出生数の変化の説明可能な要因としてしばしば景況感指数が挙げられる。しかしながら、例えば1995年には景況感指数は低下したが、出産数が減ったわけではなく、説得力に乏しい部分もある²。

平均出産年齢は1990年代を通じて徐々に上昇を続け、その平均も約29歳前後と高いが、これは主に女性の就職年齢の上昇に加えて景気要因も働いているといわれている。実際に、景気が回復した1998年以降は、出産年齢の上昇が鈍化している（表2）。

表2 出生率の変動（1990～2000年）

年度	年齢層別合計特殊出生率		合計特殊出生率（計）	平均出産年齢
	15～27歳	28歳以上		
1990	0.84	0.94	1.78	28.3
1991	0.82	0.95	1.77	28.4
1992	0.77	0.96	1.73	28.5
1993	0.72	0.94	1.66	28.7
1994	0.70	0.96	1.66	28.8
1995	0.69	1.02	1.71	29.0
1996	0.68	1.05	1.73	29.1
1997	0.66	1.07	1.73	29.2
1998	0.65	1.11	1.76	29.3
1999	0.66	1.13	1.77	29.3
2000	0.69	1.20	1.89	29.4

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）

表3 出生率と乳児死亡率（‰）（1975～1998年）

年度	1975	1980	1985	1990	1995	1996	1997	1998
出生率	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.6	12.6	12.6
乳児死亡率	13.8	10.0	8.3	7.3	4.9	4.8	4.7	4.6

（注）フランス本国に限る。

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）

(2) 合計特殊出生率の動向

出生数は、カップルの子供指向と子供をつくれる年齢層のカップル数という二つの要因に左右される。カップルの子供指向は、通常、女性の年齢別の出産率で把握する（例えば25歳の女性が生んだ子供の総数を25歳の女性総数で割る）。生殖年齢（15～49歳）の各年齢の女性について上記の数字を出し、それを合計することで得られるのが合計特殊出生率であり、1人

² 近年の合計特殊出生率の上昇の要因については、別途第 章にて考察する。

の女性が生涯に作る子供の数を示す指標としてしばしば用いられている³。

フランスの合計特殊出生率は、1930年代は2.1であったのが、第二次大戦終戦直後のベビーブーム期には3.0へと急激に上昇した。第一次大戦の場合と異なり、第二次大戦終了直後の出生率の上昇は、戦争で阻止された分の取り戻し効果だけが原因ではなかった。事実、合計特殊出生率はその後30年間ほどは継続して比較的高い水準に維持され(2.3以上)、1964年には2.9まで上昇した。しかしながら、1970年代には、統計がとられるようになってから初めて2.0を割り(1978年は最低で:1.8)、1983年からは1.6と1.8の間を変動している。ただし、1993年、94年を底として、近年上昇に転じている(表4、表6)。

第二次大戦後のベビーブームも70年代の合計特殊出生率の低下も、単なる状況的な偶発事ではなく、この二つの動きはカップルの子供を持つことに対する姿勢が根本的に変わったことを示すものと考えられる。しかしながら、出生変動を正確にみるには合計特殊出生率が示すところは充分であるとはいえない。というのも、合計特殊出生率はこうした根本的な変動の結果だけでなく、一時的な出産現象の効果も反映されるからである。

1946~1949年の出生率のピークは戦争で遅れた誕生の取り戻し効果である。つまり大戦中に子供を持つことを阻まれた25~30歳のカップルが大戦後に子供を持ったためであるが、この動きに加えて20~25歳の次世代のカップルも子供を持ったため、合計特殊出生率は急激に上昇することになった。これとは異なり、1964年の出生増は、結婚年齢が若くなったこと、つまり男女が早い時期に子供をもったことが主な原因であった。したがって、若いカップルが早く子供を持った効果が吸収されるに伴い、子供を持つことに対する根本的な意識変化がなくとも出生率は低下していくこととなる。

表4 合計特殊出生率の推移

年度	年齢層別		合計	出産平均年齢
	15~27歳	28歳以上		
1970	1.43	1.04	2.47	27.2
1975	1.18	0.74	1.93	26.7
1980	1.16	0.78	1.94	26.8
1985	0.99	0.82	1.81	27.5
1990	0.84	0.94	1.78	28.3
1991	0.82	0.95	1.77	28.4
1992	0.77	0.96	1.73	28.5
1993	0.72	0.94	1.66	28.7
1994	0.70	0.96	1.66	28.8
1995	0.69	1.02	1.71	29.0
1996	0.68	1.05	1.73	29.1
1997	0.66	1.07	1.73	29.2
1998	0.65	1.11	1.76	29.3
1999	0.66	1.13	1.79	29.3
2000(推計)	0.69	1.20	1.88	29.4

(注) 2002年3月の調整値。

(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE)

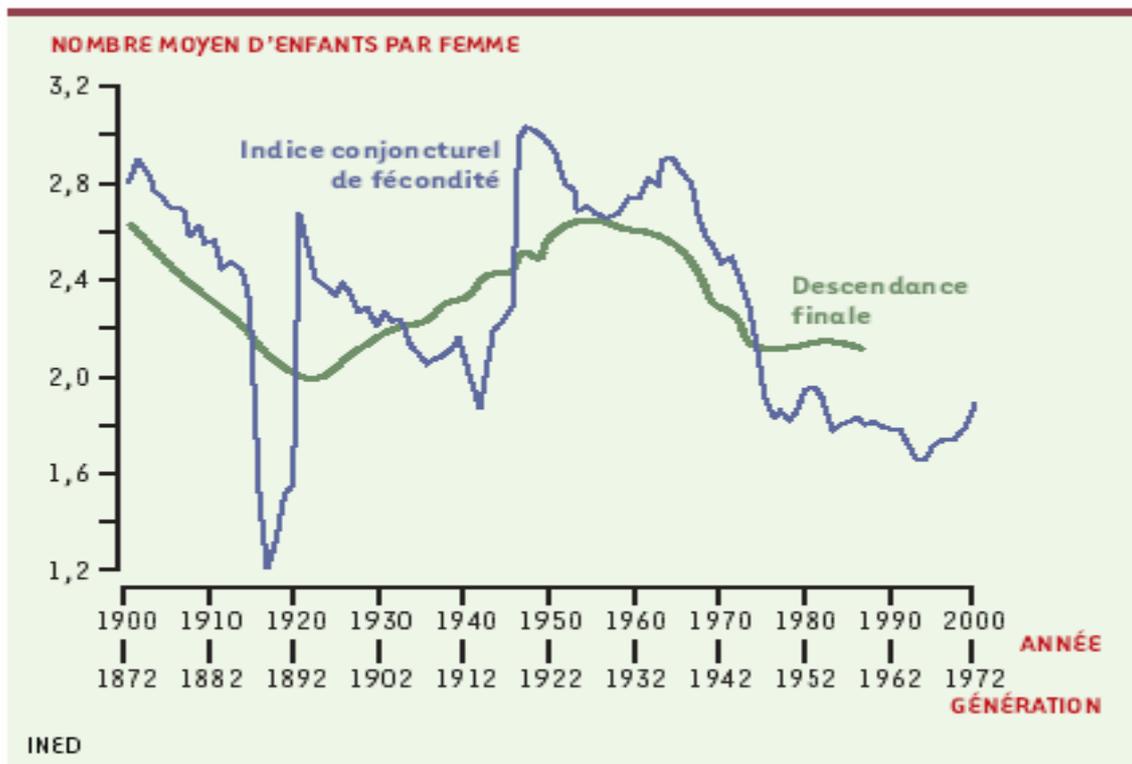
³ 実際には1女性が生涯に作る子供の数を把握するには、以下で述べる descendance finaleの方が優れている。

(3) descendance finale

以上でみたような子供を持つ時期の短期的な変動の影響を除外してカップルの本質的な出生動向を把握するには、descendance finale という別の指数が用いられる。合計特殊出生率は、例えば 2000 年の、15 歳、16 歳.....49 歳の女性の出生率を合計して算出される一方、descendance finale では、コーホート分析の手法を用い、ある女性が 15 歳の時、16 歳の時...49 歳の時の出生率を合計する。つまり同年生まれの女性（ワングェネレーション）の 15～49 歳の出生率をトータルする。したがって、descendance finale は合計特殊出生率よりも、子供を持つことに対するカップルの基本的な行動を描き出す。

ただし、理論上、あるジェネレーションの descendance finale を弾き出すには、そのジェネレーションが生殖年齢を終えていなければならない。すなわち、現時点では正確な descendance finale は 1953 年より以前に生まれた女性についてしか得られない。しかし、統計上は、1960 年頃までに生まれた女性について推計値を出している。国立人口研究所（INED）では、さらに進んで 1967 年生まれの女性についても推計を出している。

図 1 合計特殊出生率と descendance finale



(注) 青線が合計特殊出生率、緑色の線が descendance finale

横軸は下段が当該グループの生年、上段が 28 歳時の観察年を示す。

(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE)

合計特殊出生率と descendance finale は本来比較可能ではないが、一定の方法を用いることによりしばしば比較が行われる。具体的には、生まれた年ではなく、平均出産年齢（90年代平均では29歳）に達する年度によって比較し、合計特殊出生率と、その年に28歳である女性の descendance finale を比較するという方法がとられる（図1）。

descendance finale からカップルの行動が変わったことが確認される。20世紀初頭に生まれた女性は平均2.2人の子供を生んだのに対し（図1では例えば1930年の descendance finale が1902年生まれの女性の descendance finale となる）その後世代が進むにつれ descendance finale は上昇し、1930年代に生まれた女性の場合が約2.6でピークを築き、再び低下し、1950年代に生まれた女性の場合は2.1にまで低下している。

なお、合計特殊出生率のみに注目してフランスの人口の減少を懸念する専門家もあるが、descendance finale を見る限り、1940年中盤以降生まれの世代以降の世代では（現在推計されているのは1960年初頭の生まれの世代までではあるが）現時点で人口を減少させない世代交代に必要な2.1を割っていないため、人口は安定化しつつあるという評価も一方で存在する。どちらの論を採用するかは、現時点で判断することは困難である。ただし、合計特殊出生率は1970年代の半ばから一貫して2.0を下回っており、この状況がさらに何年も続けば、descendance finale も対象世代が下がるにつれ合計特殊出生率に重なっていくことが想定される。ただ、現在の合計特殊出生率の水準の低さのみから子供を持つこと及びその数についての意識が変化すると結論づけることは危険で、若いカップルが早く子供をもった後遺症が未だに残っていること（その後子供を作らないため）結婚に対する考え方の変化、社会における女性の行動の変化（晩婚）が原因となっている可能性もあることに留意が必要である。

(4) 戦前、戦後生まれの女性の出産傾向の違い

1900年代初頭の生まれの女性と1950年代初頭の生まれの女性の descendance finale はほぼ同一であるとはいえず（図1）、その内容にはベビーブームを境に大きな違いが存在する。かつては、家庭により子供の数のばらつきが非常に大きかったのに対し、ベビーブーム以降は子供の数のばらつきが小さくなっている。1900年生まれの女性の場合、23%が子供を生んでおらず、一方で4人以上生んだ女性の比率も18%と高い。他方1950年生まれの女性の場合、子供を生まなかった女性の比率は10%で、4人以上生んだ女性も10%でしかない。40%が2人の子供を生み、子供1人が20%、3人が20%となっている。4人以上という多産の女性が1900年生まれの女性と比べて半減したのは、避妊の浸透と、そしてたくさんの子供は希望しないという親が増えたためと考えられる。

また、働く女性が増えたことに伴う社会政策の進展（出産休暇や、出産後も仕事に復帰できるという保証）や妊娠と出産面での医学の発展は、90%の1950年生まれの女性に子供を持つことを可能にした。このことは、各家庭の子供の数の均一化に大きく貢献していると考えられる。

(5) 近年上昇傾向の出生数、出生率

国立人口研究所（INED）が2001年10月に公表したフランスの人口に関する報告書によると、出産可能年齢の女性の数がフランスでは減少の一途を辿っている一方で、2000年の出生数は77万9,000人と、99年より3万5,000人増、率で5%増となっている（出生数は1960年

代のベビーブームの後減っていたのが1990年代中盤から上昇に向かい、1994年に71万1,000人を割った後1995年から一貫して増えている。2000年にも増加傾向は続いており、出生率の反転は明確となっている（表4）。35～39歳層の女性において出産数は最も高い上昇率を示し（+7.2%）、30～34歳層では6.5%、20～30歳の層では3.7%となっている。

この結果、フランスは欧州連合（EU）内で最も出生率の高い国になりつつある。合計特殊出生率は2000年には1.89となり、1993年の1.66から大きく上昇した。以前より出生率ではEU域内でトップに立っていたアイルランドが2000年の合計特殊出生率は1.88に留まり（1998年は1.93）、フランスはアイルランドを抜きトップに踊り出たこととなる（ちなみに、3番目はノルウェーで1.84）。

2000年単年度だけの出生数増に注目すれば、2000年生まれの子供を持ちたい親が出産時期を2000年に合わせたことも要因の一つとして考えられるが、出生率の上昇はすでに1990年代の半ばから観察されていたことから、2000年の出生率の上昇は、「2000年効果」によるものだけではないといえよう。

表5 合計特殊出生率の比較

	1965年	1975年	1985年	1992年
フランス	2.8	1.9	1.8	1.8
ベルギー	2.6	1.7	1.5	1.4
スイス	2.6	1.6	1.5	1.5
ケベック州	3.0	1.8	1.4	1.6

（資料出所）Agnés PITROU « Les Politiques Familiales » 1994年 CYROS

(6) 出生率の将来見通し

国立人口研究所（INED）の専門家によれば、若い世代での出生率の低下は歴然たる事実で、近い将来 descendance finale が恒常的に2.0以下となる可能性がある一方、家族構築上の遅れが回復して現在の出生率の上昇基調が続き合計特殊出生率ベースで人口再生産水準の2.1を超える可能性もあるとされている。

1980年代から、30歳以上の女性の出生率が上昇していることから、この世代の女性においては遅れていた出産の取り戻しがなされていると考えられるが、一方で若い世代では出生率は下がり続けており、これが合計特殊出生率の上昇にブレーキをかけてきたと見られる。国立人口研究所では、60年代終盤生まれの女性の descendance finale は2.1を大きく下回るのではないかと推測している。前述のとおり合計特殊出生率は近年上昇しているが、政府や家族関連団体は、より長期的な観点から依然出生率は低下基調にあると判断しており、政策の多少のぶれはあっても、政策上出産奨励の方向を大きく転換することは考えにくい。

表6 フランスの出生関連指標の推移

年	出生数	出生率 (‰)	合計 特殊 出生率	墮胎数	出生数に占 める墮胎の 割合(%)	婚外出生数	出生数全体に 占める婚外出生 の割合(%)
1950	862,310	20.6	2.93			60,000	7.0
1951	826,722	19.6	2.79			56,200	6.8
1952	822,204	19.4	2.76			55,100	6.7
1953	804,696	18.8	2.69			53,400	6.6
1954	810,754	18.8	2.70			53,100	6.5
1955	805,917	18.6	2.67			51,300	6.4
1956	806,916	18.4	2.66			50,900	6.3
1957	816,467	18.4	2.68			50,100	6.1
1958	812,215	18.1	2.67			49,600	6.1
1959	829,249	18.3	2.74			50,400	6.1
1960	819,819	17.9	2.73			49,400	6.0
1961	838,633	18.2	2.81			49,300	5.9
1962	832,353	17.7	2.79			49,000	5.9
1963	868,876	18.2	2.89			51,000	5.9
1964	877,804	18.2	2.91			51,600	5.9
1965	865,688	17.8	2.84			50,888	5.9
1966	863,527	17.6	2.79			51,182	5.9
1967	840,568	17.0	2.66			51,415	6.1
1968	835,796	16.7	2.58			53,041	6.3
1969	842,245	16.7	2.53			54,570	6.5
1970	850,381	16.7	2.47			57,866	6.8
1971	881,284	17.2	2.49			61,765	7.0
1972	877,506	17.0	2.41			65,835	7.5
1973	857,186	16.4	2.30			69,932	8.2
1974	801,218	15.3	2.11			67,480	8.4
1975	745,065	14.1	1.93	33,454	4.5	63,429	8.5
1976	720,395	13.6	1.83	134,173	18.6	61,469	8.5
1977	744,744	14.0	1.86	150,931	20.3	65,398	8.8
1978	737,062	13.8	1.82	150,417	20.4	69,221	9.4
1979	757,354	14.1	1.86	156,810	20.7	77,833	10.3
1980	800,376	14.9	1.94	171,218	21.4	91,115	11.4
1981	805,483	14.9	1.95	180,695	22.4	102,146	12.7
1982	797,223	14.6	1.91	181,122	22.7	113,398	14.2
1983	748,525	13.7	1.78	182,862	24.4	118,851	15.9
1984	759,939	13.8	1.80	180,789	23.8	135,265	17.8
1985	768,431	13.9	1.81	173,335	22.6	150,492	19.6
1986	778,468	14.0	1.83	166,797	21.4	170,682	21.9
1987	767,828	13.8	1.80	162,352	21.1	184,926	24.1
1988	771,268	13.7	1.81	166,510	21.6	203,066	26.3
1989	765,473	13.6	1.79	163,090	21.3	216,063	28.2
1990	762,407	13.4	1.78	170,428	22.4	229,107	30.1
1991	759,056	13.3	1.77	172,152	22.7	241,628	31.8
1992	743,658	13.0	1.73	167,458	22.5	246,867	33.2
1993	711,610	12.4	1.65	167,921	23.6	248,331	34.9
1994	710,993	12.3	1.65	163,180	23.0	256,653	36.1
1995	729,609	12.6	1.71	156,181	21.4	274,210	37.6
1996	734,338	12.7	1.73	162,792	22.2	285,514	38.9
1997	726,768	12.5	1.73	163,985			
1998	738,080	12.6	1.76				
1999	744,791	12.7	1.79				
2000	780,300	13.2	1.89				

(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE)

フランスの結婚・家庭と子供を持つことへの意識

1 結婚、離婚、非婚カップル⁴

第2次世界大戦後、1972年頃、すなわち1968年の5月革命の影響が浸透してきた時期⁵、夫婦の形は大きく変わった。1950～60年代においては、結婚は極めて安定したシステムであった。配偶者と死別した者は少なく、離婚は稀で、非嫡出子の出生は少なく、一方で結婚年齢は年々早くなっていた。

(1) 結婚の変化

まず、第2次世界大戦後の結婚件数と結婚年齢の推移をみる。1946年、1947年に結婚件数は非常に高い水準にあり、その後50年代の初めまで後退したが、1956年以降は増え続け1972年には41万7,000組となり、16年間で34%という増加を示した。1964年までは、結婚の増加は結婚年齢が下がったことが主たる要因であるとされている。この点については、アルジェリア戦争(1945～62年)の影響も無視できない。1964年からの結婚件数の増加は、戦後のベビーブーム世代が結婚年齢に達したことによって説明される。結婚年齢も下がり、1950年の男性26.2歳、女性23.3歳から、1970年代の初めには初婚の平均年齢は20世紀最低まで下がった(男性が1972年に24.5歳、女性が1974年に22.5歳でそれぞれ最低)。1973年以降は、若い成人の数は増えているにもかかわらず、結婚件数は減少を続け、1972年の41万7,000組から1994年には25万4,000組へと39%も減少している。ただし、この間、再婚の数も増えており、件数を初婚に限ると減少率は45%にも達する。また、初婚年齢は、結婚前の同居が増えたこと、学歴が高くなったこと、初めて就職する年齢が上がったことなどが要因となって70年代中盤以降上昇し、1994年には男性28.7歳、女性26.7歳まで上昇した。

再婚についてみると、結婚件数に占める再婚カップルの比率は1968～1974年は結婚全体の8%程度でしかなかった。配偶者と死別した者の再婚が減る一方で、離婚件数は横ばいで、さらに、若いカップルの結婚が多かったことなどが要因と考えられる。しかし、その後、離婚件数が増えるに従い再婚件数も急速に増え、1987年以降その増加ペースは緩んでいるものの増加を続けている。その結果、1994年には結婚4組のうち1組が再婚(男女の少なくとも一方が再婚)となっている。

1960年代までは結婚せずに男女が一緒に暮らすといえば、配偶者と死別した者が離婚者が大半であり、男女同居と結婚の間にタイムラグはあまりなかったが、1970年代以降、男女同居は独身者の間でも結婚の前段階として急速に増えて行った。

男女関係の変化だけでなく60年代以降結婚前に子供をもつカップルが著しく増加した。また、1964年から離婚件数が急速に増加し、1965～75年には出生率が低下する。その後、上述

⁴ 非婚カップルについては、「自由結婚」「フリーユニオン」などと呼ばれることもある。「同棲」ともほぼ同義といえるが、住居をそれぞれ持っている非婚カップルもあることから、ここでは「非婚カップル」と表記する。

⁵ 例えば、1968年当時妊娠中絶は非合法であったが、5月革命を担ったグループの一部が中絶自由化運動に邁進したことなどにより、1973年にはシモ・ヌ・ヴェイユ下厚生相の尽力の下妊娠中絶合法化法案が採択され、1975年から妊娠中絶が合法化されている。さらに、1982年からは妊娠中絶費用に対しても疾病保険が適用されるようになった。なお、避妊については、有効な避妊法については1967年に合法化され、1974年に避妊薬に対し疾病保険が適用されるようになった。これらは出生率低下の一つの要因となっているものと考えられる。

のとおり結婚する者の数が減るといふ順でフランスの家庭の変化が観察される。

結婚件数の減少の要因としては、結婚というものにそれほど社会的意義を認めなくなったこと、避妊の浸透と合法化で性行動と子供を生むことが別々のこととなったこと、働く女性が増加し女性が経済的に自立するようになったこと、経済危機で雇用が不安定になったこと、などが挙げられる。90年代も終わりになると結婚するカップルがさらに減少すると同時に結婚年齢も遅くなった。子供が生まれても結婚しない男女が増える一方で、離婚はさらに増え、また離婚年齢も若くなっている。

(2) 非婚カップル

独身者あるいは離婚者の非婚カップルが増えてくるのは1970年代からである。非婚カップルは1960年代には極めて少なく、1968年の国勢調査では全体の2.8%で、また、非婚カップルが多い年齢層は特になく、配偶者と死別した者、離婚した者が再婚の手間をはぶいて非婚カップルを選んだこともあり、どちらかといえば若い世代より壮年の方に多かった。その後1960年代の終わり頃から、戦後に生まれた若者の間で非婚カップルが増えていき、次の世代においても次第に増加した。とはいえ、1975年には非婚カップルは全カップルのうち依然として3.6%を占めるにすぎなかった。しかし、非婚カップルは80年代に増え続け、1990年にはその全カップルに占める比率は12.4%に達する。依然結婚カップルの比率が高いともいえるが、これは、結婚せずに共同生活を始め、後に結婚するものが多いためで、一緒に暮らし始めた時期についてみると、結婚せずに一緒に暮らし始める若い男女の率は1965年には10%にすぎなかったものが、30年後には90%に達している。1970年代は「一緒に暮らしてみよう」、子供ができて結婚するケースが多かった。80年代には若い男女が共同生活を始める場合、非婚で始めるケースが通常となった。

1960年代には非婚カップルの86%において、少なくとも一方が配偶者と死別した者であった。また、非婚カップルの男性の4分の1が60歳以上であった。1990年には非婚カップルの男女の大半は独身者と、状況は大きく変わっている。

非婚カップル数は1990年の150万から1998年には240万にまで増加した。6組に1組が非婚カップルである計算となる。このうち100万組以上において一緒に暮らす子供がある。カップル形成も子供の誕生も今日では結婚するに足る理由とはならず、その結果、第一子の誕生についてみると半数以上が非婚カップルの子供となっている。

とはいえ、結婚件数は20年以上も減少を続けたあと1996年には10%の増加をみせ、その後は安定している。すでに子供のある男女の結婚が最も増えている。1996年に結婚した全カップルは、結婚時点ですでに11万2000人の子供の親であった。子持ち結婚は管理職、パリの住民などにおいて多くみられた。

このように現代の結婚は、「カップルの形成」である場合より「非婚カップルの結婚」であることの方が多くなっている。さらに、非婚カップルが結婚する場合もその時期は年々遅くなっている。

1990年代初頭には毎年100万人以上がカップルを形成していた。新しく形成される年間平均55万のカップルのうち48万組が非婚で、結婚前に同居経験のない結婚は6万5千組しかなかった。結婚前に同居経験のない男女の結婚はカップル9組に1組でしかないことになる。また1990年代初頭の年間結婚数27万5千のうち結婚前に同居していなかった男女の結婚は4分の1でしかなかった。

1998年にはフランスのカップル総数は1993年より20万組増えたが、内訳をみると、非婚カップルが40万組増える一方で結婚カップルは20万組減っている。カップルで暮らす2,960万人のうち2,480万人が正式に結婚した男女で、480万人(240万組)が非婚者である。非婚カップルは若いカップルであり、女性の場合26歳までの年齢層、男性の場合28歳までの年齢層で正式に結婚している者より非婚者の方が多い。240万の非婚カップルのうち110万組に少なくとも子供が1人ある。2人以上子供があるカップルがそのほぼ半数を占める。今日では、約6組に1組が非婚カップルとなっている。

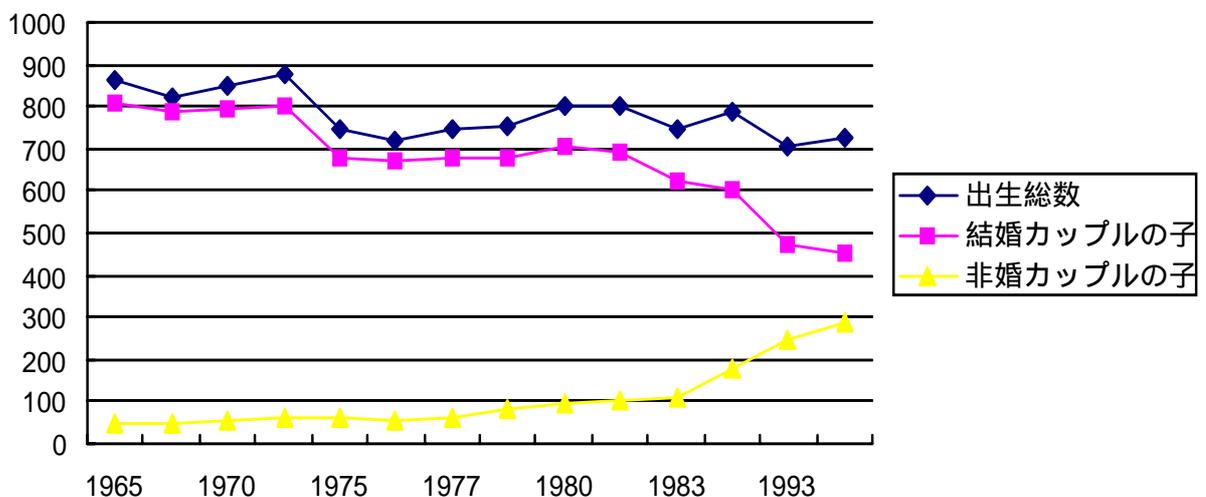
非婚カップルの増加には、社会的制度の整備も関係していよう。同棲関係(内縁関係)に関する記載が全く見られないナポレオン法典が基礎となっているフランス民法典には、現在にいたるまで同棲(内縁)関係に関する記述は加えられていない。しかし、1970年代以降、非婚カップルにも婚姻カップルと同等の権利が与えられるように制度が整備されてきている。1972年には、民法典から排除されていた非嫡出子にも嫡出子と同等の権利が与えられるよう法律改正がなされ、これを契機に非婚カップルにも婚姻カップルと同等の権利を認める改正が次々となされた。現在は、内縁の妻にも夫の社会保障が適用され、非婚カップルにも婚姻カップルと同様に家族給付が支給される。

なお、1986年に行われた調査では、非婚カップルに批判的な国民は7%にすぎないという結果も出ており、このように社会的な容認も非婚カップル増加、制度整備の一つの背景といえよう。

(3) 非婚カップルの子供と離婚

1970年頃までは婚外出産の数は少なく、概ね一定していたが(1961年~1965年の期間では5.9%)、その後、婚外出産は増加の一途をたどっている(1980年:11%、1990年:30%、1996年:39%)(図2)。1996年には第一子の誕生総数のうち53%、第二子の場合29%、第三子以降については20%が婚外出産であった。

図2 既婚カップルと非婚カップル別年間出生数(単位千人)



(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE) "Insee Première" 1999年1月624号

このような状況の中、非婚カップルの子供にも結婚したカップルの子供と同じ権利が与えられることは極めて重要な点である。「非嫡出子」、「私生児」といった言葉は今日もはや聞かれることがなく、「婚外児」という言葉にとって代わられている。事実、婚外児は同居する非婚カップルの子供である場合が多く、父親不明、父親が認知しないケースはかつてと比べ大幅に減っている。1960年代には父親が認知する婚外出産は5人に1人でしかなかったのが、1996年には婚外出産4人のうち3人は出産時に父親に認知されている。

現在、結婚したカップルの3分の1が離婚している。非婚カップルの“離婚”率は推測するほかないが、結婚した夫婦の場合とほぼ同程度であると考えられる。結婚家庭にしる非婚家庭にしるカップルが別れると、片親家庭（一般には母親が一人で子供を育てる）あるいは再婚家庭が形成されることとなる。

(4) 離婚の増加とそれに伴う子供の問題

カトリック国であるフランスでは、正式に離婚が認められるようになったのは、フランス革命下の1792年である。ただし、王政復古時代の1816年に再び禁止されるようになり、再度認められるようになったのは、第3共和制下の1884年である。1975年には7月11日付法により離婚手続きを簡素化し協議離婚が可能となった。

第二次大戦終戦直後は1938年と比べ離婚者の数はすでに2.5倍増に膨れていたが、1953～1963年は年間3万組前後で横ばいであった。離婚は1960年代初頭においてもなお白い目でみられ、離婚した者はそれを隠す事が多かった。

離婚の増加が観察されるのは1964年からで、1970年代には結婚前に試し同居する男女が増えたにもかかわらず離婚は著しく増え、1975年に協議離婚が認められると1976年以降さらに増加した。1960年から1995年の間に離婚件数は約3.9倍、離婚率も約3.3倍と大幅に増加しているが、1995年以降、離婚件数、離婚率とも横ばいで推移している（表7）

表7 離婚件数と離婚率（1960～1999年）

年	1960	1970	1980	1990	1995	1996	1998	1999
離婚件数（千件）	30.2	38.9	81.2	105.8	119.2	117.4	116.5	116.8
離婚率（‰）	29.0	33.0	63.2	84.0	96.5	95.5	95.6	95.7

（注）離婚率は1,000カップルあたりの離婚件数
（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）

近年の離婚の特徴は結婚歴の浅いカップルの離婚が増えていることである。1982～1987年に結婚したカップルの場合、結婚4年後に離婚したカップルが最も多くなっている。1975年の離婚者のうち男性の45%、女性の37%が4年後には再婚していた。

なお、離婚後の男女は非婚カップルを形成することが多く、再婚するケースの方が非婚カップル形成より少ない。再構築されたカップル（再婚、非婚を問わず）が増えていることは、子供にとっては新しい問題を提起している。

1989～1993年には結婚100件のうち19件（19%）で少なくとも1人の子供が認知されて

いる。この 19 件のうち 7 件で片親違いの兄弟があった。認知不要の 89 件のうち 11 件において少なくともカップルの一方に 1 人の子供があった。カップルの一方にすでに先のカップルとの間の子供がある場合は（7 件プラス 11 件で 18%）男性の子供の場合と女性の子供の場合が半々である。双方にすでに子供がある場合が 3 件に 1 件、男性のみに子供がある場合が 3 件に 1 件、女性のみに子供がある場合が 3 件に 1 件である。

1989 年～1993 年に形成されたカップル（結婚、非婚を問わず）の 16%の男性、16%の女性に 1 人の子供があった。既に子供のある男女の場合、10 人に 7 人の女性、5 人に 1 人の男性が少なくとも 1 人の自分の子供を新しい家庭内に連れて来ている。

結婚件数は 1972 年～80 年代終盤を例外として減少を続けたが、1996 年度財政法で税制が変わったことにより突如として前年比で 10%の増加をみせた。これは、独身親の第一子に認められていた税制上の優遇措置（控除）が共同生活する非婚カップルについては認められなくなり、非婚カップルにとっては結婚した方が税制上得になり、すでに子供のある者の結婚が増えたためである。この時には、結婚時に子供を認知した件数は前年比で 37%も増加した（子供 2 人を認知したケースが最も多かった）。ただし、この時、子供の無い男女の結婚は前年比で 2.5%しか増えていない。

(5) 片親家庭

片親家族は、1968 年から 2001 年の 33 年間に 1.55 倍に増加し、世帯構成に占める割合も 2.9%から 7.1%へと大幅に上昇し、その大部分は母親と子供の組み合わせである。この上昇には、未婚の母の増加が大きく作用しているといわれている（表 8）。

表 8 世帯数と世帯構成の変化（1968～2001 年）

年		1968	1975	1982	1990	1999	2001
世帯数（百万世帯）		15.8	17.7	19.6	21.5	23.8	24.5
世帯構成 （%）	男性単身	6.4	7.4	8.5	10.1	12.5	12.5
	女性単身	13.8	14.8	16.0	17.1	18.5	18.7
	片親家族	2.9	3.0	3.6	6.6	7.4	7.1
	子供のいないカップル	21.1	22.3	23.3	23.7	24.8	27.5
	子供のいるカップル	36.0	36.5	36.1	36.4	31.5	32.3
	その他混合型	19.8	16.0	12.5	6.1	5.3	1.9

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）“ ‘Enquête sur l’emploi ’ ”

2 幼児のいる家庭の現状

6 歳未満の子供が一人以上いる家庭は約 330 万世帯にのぼる。その内訳は、300 万がカップル家庭（そのカップル両者とその子供の親とは限らないのでこのような表現とする）で、残り 30 万が片親家庭である。片親家庭はその 95%が母親と子供という構成である。

6 歳未満の子供の半数以上が両親共働きの家庭である。片親家庭の社会的経済的状況は往々

にして二親が揃った家庭より悪い。また、母親が一人で6歳未満の子供を育てる家庭の母親の労働力率は一般に二親が揃った家庭の母親の労働力率より高い。例外は最も幼い子供が3歳未満である場合で、この場合は、母親だけの家庭の母親の労働力率は低くなる。

最も幼い子供が3歳未満であるカップル家庭の母親の労働力率をみると、子供の総数に大きく影響を受け、子供が3人以上の家庭では労働力率は3割程度でしかない(表9)。

また、6歳未満の子供の母親は40%がパートタイム労働であり、6歳未満の子供の14%において親の一方が失業中である。

1999年の国勢調査では、家庭⁶数は1962年の1,130万世帯から1999年には約1,600万世帯と増えた。うち980万世帯が子供のある家庭で、さらにそのうちの20%が片親家庭である。片親家庭の子供の数は300万人を数え、他方1,480万人の子供がカップル家庭に暮らす。15歳未満の子供に限ると13%が片親家庭であり、この比率は1990年の9%に比べ増えている。

表9 子供数別3歳未満の子供(1人)を持つ母親の労働力率(カップル家庭)

年度	子供1人	子供2人	子供3人以上
1993年	79.8	68.5	31.7
1994年	81.1	72.5	32.9
1995年	82.5	67.4	31.7
1996年	83.5	58.9	32.6
1997年	82.5	56.5	33.4
1998年	82.6	54.6	34.6
1999年	83.8	55.6	33.2

(資料出所) 'Enquête sur l'emploi' 国立統計経済研究所 (INSEE)

3 子供を持つことに対する意識の変化

子供を持つことに対する意識の変化は、子供を生むことにおいても、子供との関係においても近年大きな変化をみせている。この意識の変化に関連する要因について概観する。

(1) 伝統的家庭の崩壊

子供を持つことに対する意識の変化は、結婚そして家族に対する認識の変化と相互に関連している。19世紀末に社会学者エミール・デュルケムは「結婚という形態によらずしてなされる性的な結合は家庭の義務と絆を乱すものである。...結婚という形態によらずしてなされる性的な結合は公的秩序を乱す」とし、結婚で結ばれる男女が構築する家庭のみが「正統」な家庭であり、公的秩序を保証できるとしていた。この考え方には根深いものがあり、政党、政治団体は左右陣営を問わず、比較的最近まで、「男が賄い、女は家庭を守り、子供はたくさん」という正統な家庭のモデルを問題視することはなかった。

⁶ 国勢調査における「家庭【Familles】」の定義は、「結婚しているかどうか、あるいは子供の有無を問わずカップルをさすか、あるいは片親が1人または複数の子供を育てる」場合とされている。単身者を含まないため、当然「世帯【Ménages】」とは異なる概念である。

ところが近年、伝統的な枠から外れた家庭が増え、かつ、それが暗黙のうちに社会的に受け入れられるようになると、安定した「伝統的家族イコール社会秩序」という「自明の理」が崩れていくようになる。

(2) 家庭における「個」の台頭

かつて家族は、父親を長とした一つの「全体」であったのが、1960～70年代から、家族も「個人主義」に支配されるようになっていく。家庭内の各構成員はヒエラルキーから解放され、それぞれが「個」として形成されるという変化が進行した。

この数十年間で私生活が「個人的」になったことは、例えばカップルが作られる早さと壊れる早さに裏付けられているといえよう。カップルの形成は必ずしも結婚によらず、カップルは必ずしも男女が構成しないなど、カップルの形態も著しく変わり（最近では、双方が自分の住居を維持する「遠距離カップル」というのも存在する）同時に現在のカップルは、将来別れる可能性が年々強まるとともに、別れる時期が年々早まるという、すなわち「いつ別れても不思議ではない」関係を結んでいるのが特徴である。

かつての結婚という制度で結ばれた安定した家庭にとっては、子供を欲しいと望むことは家庭を築くという夫婦の意志を明確にすることであった。これに対し、今日では、子供を生むかどうか（殆ど女性に裁量権がある）は子供を生むかどうかというだけの問題となり、しかも子供を作ることは、結婚という制度とは独立し、非婚、同性カップル、あるいは子供が欲しい単身の男性あるいは女性などにおいても計画されることが多くなっている。すなわち、子供が欲しいという欲求は、個人的で、ある意味自己中心的なものとなっているともいえる。結婚時にすでに子供がいるケースが増えているのも、家庭における「個」の支配が要因であるといえよう。

(3) 女性の地位の向上と避妊、妊娠中絶

家庭が「個」の集合体となったのは女性の地位向上と大きく関係している。女性にとっては、仕事をもって経済的に自立するようになったこと、法的・社会的に権利が認められるようになったこと、女性解放の火付け役となった避妊手段を得たことによって、家父長制を基盤とする従来の家族形態、及び家庭の内と外における男女平等の実態について疑問が生まれるようになる。女性は仕事をすることで個としての地位を強めていくが、加えて、避妊手段と妊娠中絶を手中にしたことで、子供を生むことはいわば「自由に処理」できる問題となっている。女性の経済的自立、避妊、人口中絶の合法化を経て、子供を生むことは夫婦の問題から徐々に個人、つまりは女性一人の問題となってきたのである。このように女性が出産をコントロールできるようになったことは、子供を持つことに対する意識を大きく変えた要因である。今日の未婚で子供を生む女性の増加は、まさにこうした「個」の台頭及びその社会的認知ゆえであるといえる。

また、正式な結婚と子供を持つことが別々のこととして考えられるようになったという点は、結婚前に子供をもつ若者が増えたことからみてもとれる。1960年には結婚する若い女性の17%が結婚時に妊娠していたが、この比率は72年には26.3%にまで上昇している。92年にはこの比率は低下したが、これは避妊ピルの浸透で受精調節がそれまでよりうまくなされたためであり、結婚と子供を持つことが別々であるという若者の考え方は依然として変わりはないと考えられる。

女性あるいはカップルが仕事を優先して子供は後回しと考え、一応のキャリアを積んだあとで、「遅すぎる前に」子供を作るというケースも増加してきていると考えられ、初産年齢の上昇に寄与していると考えられる。

寿命が長くなっているのと並行して閉経年齢も高くなってきている。このため 40～50 歳に子供を生みたいという女性もあり、別居あるいは離婚のあと、この年齢で子供をもちたいと思う女性は新しいカップルを形成することが多い。この再構築された家庭は一方あるいは双方がかなりの年齢であるが、このカップルの子供指向は高い。現在は、医療の発達（羊水検査、エコーグラフィ、モニターなど）で高齢での妊娠、出産のリスクが小さくなっていることもこの傾向の背景にある。

(4) キリスト教の影響力の低下

カトリック教は、元来多産を奨励する宗教である。したがって、今日でもローマ法王は、ピル、経口避妊薬、人口妊娠中絶、コンドーム、離婚に厳しく反対する立場をとっている。このため、敬虔なカトリックの信者である女性とそうでない女性の間で持つ子供の数には開きが見られる。したがって、少子化傾向の背景には信仰心の減退もあるものと考えられる。

現代のフランス社会では個人主義と非宗教性が結びつき、人生は自分で開拓するという考え方が一般的となりつつある。したがって子供もかつての「授かるもの」から「つくるもの」として捉えられるようになってきている。未婚女性が、経済的理由は別として、かつてのように子供を持つことをためらわなくなっているのもこうした理由による。

(5) 厳しい雇用失業情勢 - 失業

今日、労働市場から逸脱していることは、経済的な困窮を意味するだけでなく、社会的な孤立、そして親であることを「断念する」といった傾向をも生むことにつながっている。労働市場から逸脱していることは、親子関係及び夫婦としての、そして親としての役割を脅かし、仕事とそして「働く親」というステータスが築いていた家庭という共同体を揺るがすこととなる。

また、かつて、フランスにおいては子供が親の仕事を誇りに思い後を継ぐのが極めて一般的であったが、今日、急速な技術進歩等により、親の職業の価値が突然低くなるという場合が多くなっている。このことは親にとって子供に対する権限を弱め、自信を失わせる結果となっている。

失業だけでなく、働いていても最低限の生活水準にとどまる世帯も少なくない。1999 年には全世帯の 11% が生活保護に相当する手当を受けており、貧しさは一部の家庭だけの問題ではなくなっている。こうした家庭においては、社会的責任、特に親としての責任行使が難しくなっている。

このような傾向は都市部で顕著であり、農村部などでは、逆に貧困が働き手を確保するための多産に結びつくという例も依然散見される。

(6) 子供を持つこととカップルの形態

カップルの形態の違いは、もはや子供を持つことについての意識にほとんど影響を与えていないといえる。非婚カップルにおいては、以前は正式に結婚したカップルより子供の数は少なかったが、非婚が一般化した今では、結婚家庭より子供が少ないという現象は薄れてきている。1986 年のアンケートですでに非婚カップルに否定的な意見をもつ者は 7% でしかなかった。

さらに昔は子供ができなければ諦めるしかなかった人達の間で、人口受精技術が発達したことから “ どうしても ” 子供を持つとするカップルもある。また、近年では、同性カップルの子供指向も強いものとなっている。

出産と保育

1 幼児の数と家族構成

フランス本国において6歳未満の子供の数は、2000年1月1日時点で430万人(2002年には436万人)、このうち220万人が3歳未満である。6歳未満の子供を一人持つ家庭は330万世帯で、このうち60%が3歳未満の子供を持つ家庭である⁷。フランスでは1995年から出生数は再び増えてきているとはいえ、6歳未満の子供の総人口に対する比率は1990年の8%から1995年には7.6%、2000年には7.3%と減ってきている。

なお、総人口に占める6歳未満の子供の割合が高いのは大都市圏、特にパリ首都圏と仏北部、ローヌ・アルプ地方である。

幼児(6歳未満の子供)のある家庭の家族構成をみると、カップルと子供だけで構成されているいわゆる核家族(再婚家族を含む)が最も多く、3歳未満の子供の92%が核家族の一員である。片親だけと暮らす子供の比率は6歳未満の子供全体でみると平均8%で、3歳未満の子供だけに限ってみると10%と高くなっている。

2 親の社会階層と母親の雇用形態

親の社会階層と家族構成の間には相関関係が認められる。片親と暮らす6歳未満の子供のうち、父親又は母親が管理職か中間職である子供は26%を占めるのみだが、父親又は母親が工場労働者あるいは一般事務職である子供は70%を超える。一方、両親と暮らす6歳未満の子供についてみると、35%が親は管理職か中間職という家庭に属し、工場労働者あるいは一般事務職である家庭に属する者は55%となっており、相対的に低い階層に片親と暮らす子供が多い。

また、約60%の子供の両親が共働きであり、フランスにおいては家庭と仕事の両立という問題が極めて重要な政策課題となっている。

親の仕事の有無をみると、母親が出産前にしていた仕事で低資格ですむ仕事であった場合、母親は出産後仕事をしていないケースが多い。また、子供が2人あり、うち幼い方は3歳未満であるという女性の労働力率は1995年から2000年の間に低下している。この現象は、養育手当(APE)が子供2人の家庭にも支給されるようになったことと関係があるとみられている⁸。

6歳未満の子供の母親の雇用形態をみると、フルタイムが全体の62.3%を占める。これは他の多くの欧州諸国、特に英国やオランダ、デンマークと大きく異なっている点である。フランスではパート労働が浸透するようになったのは1980年代と比較的最近であり、フルタイム雇用の比率が依然高い。残る37.7%がパート労働であるが、このうち3分の1はもっと長時間働きたいと希望しており、本人の意志に反してパート労働する6歳未満の子供の母親は、資格がほとんど必要とされない仕事において最も多い。

3 託児方法

⁷ 雇用・連帯省による2000年(1~5月)の調査結果による。

⁸ この点については、給付との関係で第 4 章にて詳述。

(1) 託児をめぐる政策展開と影響

この 20 年ほどの間に乳幼児の受入方法は非常に多様化しており、親は自分に合った方法を選びやすくなっている。自宅で子供を預けるといった託児方法を奨励するための給付制度は比較的新しいが、これには集団託児施設の不足が背景にある。乳幼児の託児状況の改善は、EU 内でフランスが最も女性の労働力率が高い(25~50歳の女性の80%が働いており、うち70%がフルタイムである)ことから極めて重要な問題である。

1970年代に集団託児施設を増やすという政策方向がはっきりと打ち出され、1980年までの10年間に施設の受入能力は大きく拡大した。しかし、70年代の終わりから家族政策が幾分弛緩するなか、保育方法は多様化、個別化に重点が移り、80年代及び90年代(特に95~2000年)には託児所の受入能力の増加率は目立って減速した。なお、6歳未満の子供430万人(2000年)のうち220万人が3歳未満であるが、この220万人に対する集団託児施設の受入能力は9~10%にとどまる。

託児所の受入能力が横ばいとなる一方で、1994年の家族関連法で、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助(AFEAMA)、在宅保育手当(AGED)が導入され、家庭での託児を援助する措置が強化されている。この措置の導入の結果「認定保育ママ」(認定保母)の利用が最も利用度の高い託児方法となった。

一方で、養育手当(APE)が1994年7月に2人の子供のある家庭へと適用対象が拡大されたことで、受給家庭数は増加した。このAPEの適用枠の拡大により、50年代から観察された2人の子供の母親の労働力率の上昇という傾向に歯止めがかかった。1994年の対象拡大前は、母親の約8割が二人目の子供の誕生のあとの3年間も仕事を続けていたが、対象拡大後はその比率が57%まで後退した。さらに約3分の1は第二子の誕生から3年を経過した後にも仕事についていない。この傾向は若い母親、特に資格の無い母親において目立ち、育児手当は経済的に仕事につくより有利と認識される傾向高まっていると思われる。

(2) 託児方法概説

フランスでは公的な託児施設と私営の託児システムが並存する。

公的サービスとは、自治体が組織し資金を出しているもので、託児所【Crèches】、アルト・ギヤルドリ【Haltes-garderies】、学校内託児所(幼稚園と小学校で、両親が働く子供のために始業前と終業後に子供を預かってくれる)及び水曜⁹と学校休暇時に幼稚園児と小学生を預かるレジャー・センター【Centres de loisirs】などがある。

個別保育は、子供の自宅で人を雇う場合と保母の自宅で預ける場合がある。個別保育は、保育費に対する直接の公的援助はないが、家族給付や社会保険料の肩代わりという形で援助されている。認定保育ママの自宅で子供を預ける方法が最も浸透し、11歳未満の子供がいる家庭の17%に当たる80万世帯がこの方法を利用している。他方、世帯の14%に当たる約70万世帯が集団型の託児・保育施設を利用している。子供の自宅での保育が最も少ない方法で、20万世帯(4%)が利用するに留まる。

(3) 集団託児施設

集団託児施設は、通常生後2カ月の乳児から3歳までの幼児を受け入れる。保育料は各家庭の収入並びに家族構成に応じて異なるのが一般的である。子供は規定通りの予防接種を受けて

⁹ フランスにおいては多くの地方で水曜日は休校である(その場合土曜日は半日)。

いることが受入れの条件となっている。

* **集団託児所【Crèches collectives】**

これは、県議会の認定を受けた託児所である。県の母子保護センター（PMI）のコントロールと監視下に置かれている。所長は国家資格のあるピュエリキュルトウリス【puericultrice】（乳幼児専門の看護婦）で、また、職員の半数がピュエリキュルトウリス補助資格の保持者でなくてはならない。生後2カ月～3歳の乳幼児を、週末以外の毎日、全日で預かり、知育教育も施す。利用に当たっては、その市町村の住民でなければならないこととなっている。

集団託児所は通常、平均50名程度の定員となっている。子供たちは定期的に小児科医の診察を受ける。なお、託児時間は決まっており、柔軟性はない。

定員が少なく希望者が多いため、妊娠したらすぐに市町村に申し込むのが普通であり、可能であれば複数の申し込みを行うのが望ましいといわれている。

* **ミニ託児所**

ミニ託児所は、集団託児所と同様のものであるが、その受入能力が20人以下と小さいものをいう。したがって、集団託児所と同等の性格をもち同じ規則が適用される。

* **ファミリー託児所【Crèches familiales】**

ファミリー託児所は、自治体、家族手当公庫（CAF）又はアソシエーション、企業によって運営される県認定の託児所である。ファミリー託児所は、ファミリー託児所に所属する認定保育ママが自宅で生後2カ月半～3歳の乳幼児1～3人を預かり、子供が2歳半頃になると週に何度かファミリー託児所に通う（普通認定保育ママが連れていく）という形で機能している。認定保育ママは「ファミリー託児所」の所長が採用し、ピュエリキュルトウリスの国家資格をもつファミリー託児所の職員が認定保育ママをフォローする。場合によっては幼児専門エドゥケーター【Educatrice de jeunes enfants】が補助する。ファミリー託児所は、民間の託児所の場合でも自治体やCAFが補助を行っている。託児料は、親の収入及び子供の数によって異なる。

ファミリー託児所のメリットは、子供の親は認定保育ママの雇用者でないため、個人的に保育ママを雇用する場合のように面倒な手続きをせずに済むことである。また、ファミリー託児所は、預かってくれる時間も集団託児所より柔軟であり、病気の子供を預かってくれる場合も多い。

ファミリー託児所の所長が定期的に認定保育ママの自宅を訪れ保育環境をチェックすることとなっている。

なお、託児の申し込みは市町村役場で行う。

* **ペアレント託児所【Crèches parentales】**

3歳未満の子供の親が集まり、アソシエーションを設けて託児所を組織、運営するシステムで、これも県が認定する。生後3カ月以上の子供を預かる。

ピュエリキュルトウリスなど保育の専門家の存在が義務付けられており、子供の親は最低週に半日保育に参加しなければならない。

ペアレント託児所を設置するには、県の母子保護センター（PMI）があるいはCAFに申請す

る。設置後は PMI の監督下におかれる。託児料は親の収入、子供の数、並びに親が保育所の保育に参加する時間に応じて異なる。

(パリ 13 区のペアレント託児所)



* **アルト・ギャルドリ【Halte-garderie】**

Halte-garderie は、生後 3 カ月～3 歳までの乳幼児を、非定期的に、週に数時間あるいは半日単位で数回受け入れる常設の施設である。親の一方が働いていないかパートで働いている、または求職中である家庭に向いている。遅くとも前日の朝に子供を預けることを予告しなければならない。料金は時間単位であるが 1 日預ける場合の 1 日料金もある。託児料は、預ける家庭の収入によって異なる。CAF が運営費を部分的に援助している。

責任者は、ピュエリキュルトウリス、幼児エドゥケーター、ソーシャルワーカー【Assistante sociale】、看護婦、又は助産婦でなければならない。

* **マルチ託児所【Multi-accueil】**

集団託児所であると同時にアルト・ギャルドリとしても機能している新しい形態の託児施設

である。最近増えてきている形態である。

*** ギャルドリとジャルダン・ダンファン【garderie、jardin d'enfant】**

3歳～6歳の子供を預かる施設。ジャルダン・ダンファン（2歳～4歳）は運動やゲームを通じて子供の心身の発達を心がける。2歳からの託児も場合によっては可能である。

*** プボニエール【pouponnières】**

何らかの事情で親の家にいられず、また当局（県）がしかるべき受入家庭に預けることもできない3歳の子供を昼夜預かる。特に健康上の問題が無い場合は「ソーシャル・プボニエール」が預かり、健康上問題がある場合は「衛生プボニエール」が預かる。両方を置くプボニエールもある。両方を置くプボニエールは1985年からは「衛生プボニエール」としてカウントされている。

*** ノンストップ託児所と企業内託児所**

アソシエーション（公益法人）がノンストップ保育所を作るケースもみられる。

また、最近では、自治体と企業経営者が協力しあって企業内託児所を設けるケースもみられる。

(4) 認定保育ママ

既述のように、70年代の終わりからフランスの託児政策は、託児方法を多様かつ個人的なものとする方向で推進された。この新しい政策により、1977年には「認定保育ママ」の資格が法により制定され、アルト・ギャルドリの受入れの条件を緩和した1979年の通達で制度化された。

その後1992年の法律は認定保育ママのステータスを修正し、また、AFEAMA（認定保育ママを雇用する家庭に対する援助）という援助の導入を決め、その結果、認定保育ママの数は著しく増えた。この法律はまた、闇労働の多かった保育ママの多くが認定された保育ママとなって合法化されるという効果もあった。1999年1月1日時点で保育ママの認定件数は30万700であり、単純計算で認定保育ママの保育能力は72万4,100人となる（表10）。

認定保育ママは、県の管轄下にある母子保護センター（PMI）が認定する。職業教育のあと認定がなされ、有効期間は5年である（更新可能）。認定保育ママは自宅で最高3人の子供を預かることができる（認定にあたっては、自分の家で子供を預かる保育ママの場合、能力や住居の広さなどを考慮して、1人、2人、あるいは3人預かれるかどうかを当局が決定する）。PMIは定期的に認定保育ママの自宅に足を運んで保育状況と環境をチェックする。

認定保育ママは独立して働くこともできるし、あるいはファミリー託児所付きとなることもできる。1999年には35万6000人が認定保育ママに預けられた。

認定保育ママの具体的な利用方法は以下のとおり。

*** 自宅で認定保育ママを雇う**

認定保育ママの賃金は団体協約の最低賃金（現在、時給7.06ユーロ）を下回ってはならず、さらに有給休暇を与えることが義務付けられる。

雇用する家庭は、社会保険料徴収機関（URSSAF）に社会保険料（雇用者分）を支払わなければならない。被雇用者分の払い込みも雇用者が行う。

二親が働き、子供の1人が6歳未満である場合は、子供の年齢及び家庭の収入に応じて社会

保険料の75%或いは50%をCAF(家族手当公庫)が負担する。これが在宅保育手当(AGED)である。また雇用の翌年には保育料は減税対象となる。

*** 認定保育ママの共同利用**

2世帯が共同で認定保育ママを自宅で雇用するという方式で、どちらの家庭で子供を預けるかは双方の家庭の間で決める。

これもCAF(家族手当公庫)による在宅保育に対する援助の対象となる。それぞれの家庭にとっては、認定保育ママをパートで雇用していることになる。どちらの家庭も子供1人であれば、両家庭の賃金配分は5対5、子供2人と1人であれば6対4が普通だが、これも双方の家庭が決める。パートタイム賃金を両家庭が別々に社会保険料徴収機関(URSSAF)に申告するのでなく、1つの賃金として申告することもできる。

独立して働く認定保育ママを雇用する場合は、雇用主は直接保育ママに賃金を支払い、URSSAFの手続きも自分でしなければならない。保育費は、月380ユーロ程度である。ファミリー保育所付きの認定保育ママの場合は、家庭は保育ママを直接雇用することにならないため、煩雑な手続きは不要である。

表10 集団託児所の受入能力(6歳未満の子供)(99年1月)

子供の年齢	施設の種類の	施設の数	定員
3歳未満	集団託児所	4 300	138 400
	ミニ託児所	372	6 700
	ペアレント託児所	740	8 500
	ファミリー託児所	1 103	60 900
3歳~5歳	ジャルダン・ダンファン	294	10 400
	アルト・ギャルドリ	4804	68 100
6歳未満	従来型託児所	4022	62 200
	ペアレント託児所	782	5 900

(資料出所) 雇用・連帯省 DREES

表11 6歳未満の子供の託児受入能力: 1980年~1998年の推移

		1980	1985	1990	1995	1997	1998
コレクティブ託児所	定員	69,400	87,200	112,400	133,900	137,200	138,400
ジャルダン・ダンファン	定員	14,900	13,300	12,300	11,700	10,900	10,500
アルト・ギャルドリ	定員	25,500	38,800	52,900	64,700	67,800	68,300
ファミリー託児所	登録子供数	34,300	46,400	61,500	63,000	61,600	61,300
認定保育ママ (託児所付を除く)	受入能力	---	248,400	246,000	591,400	679,200	724,100

(資料出所) 雇用・連帯省 DREES

(注) 1997年と1998年は推計値。

(5) 3歳未満の子供の託児

前述のとおり、3歳未満の子供の集団託児施設としては集団託児所、ファミリー託児所、アルト・ギャルドリなどがある。これら集団託児所のカバー率は9%程度であり、集団託児所は大部分が都市部、特に首都圏（受入れ総数の45%）にある。他方、ファミリー託児所も集団託児所よりは均等に散らばっているとはいえやはり都市部に多い。これは、集団託児施設が本来人口密度の高い地域を念頭においた託児形態であることにある。また、地方分権政策により、1983年以降集団託児施設の設置に関しては県の管轄となり、したがって、保育施設をいかに分散するかという全国的なビジョンとは関係なく自治体は自らの目標を設定することができるため、これがこうしたアンバランスの一因ともなっている。

1977年7月12日の法律で、養育休暇（CPE）が導入されたが、その意義は大きい。託児費を援助する家族手当の支給は、3歳までの幼児を認定保育ママという個別託児方法を親に選ばせる要因をなしている。

表 12 3歳未満の子供 21万人の保育方法（1997年）

	人数（千人）	構成比
親の一方が自宅で保育（内44万2000件がAPEを受給）	1 075	50%
保育ママの自宅で保育（AFEAMA）	281	13%
親の自宅で他人が保育（AGED）	43	2%
託児所	200	9%
自宅外で保育（身内や隣人）	500	26%

（資料出所）雇用・連帯省 DREES

(6) 3歳児～6歳児の託児

法律上、就学が義務付けられる年齢は6歳であるが、フランスでは3歳～6歳の子供のほぼ100%が幼稚園【Ecole Maternelle】¹⁰に通う。

子供の年齢が上がるに従って人に預ける率は下がる。最年少の子供が3歳未満の場合には有償で人に預ける率は42%だが、最年少の子供が幼稚園に通っている家庭だと同31%、最年少の子供が小学校に通っている場合だと17%となっている。

フランスは幼稚園の整備では他の欧州諸国と比べ進んでおり、幼稚園の数は1960年には6,159校であったのが1990年には1万9,000校と三倍に増えている。幼稚園児の88%が公立幼稚園で、残りは私立である。一方で、「ジャルダン・ダンファン」（既述）に預けられる3歳から6歳までの子供の数は1999年1月1日時点でフランス本国で1万400人と非常に少なくなっている。

幼稚園の第1のメリットは、公立の場合には無料という点にある。幼稚園が休みの水曜日や長期休暇（2カ月間の夏休みの他に、10日前後あるいは2週間の休暇が年に4回ある）また、

¹⁰ 仏語の直訳から邦語では「母親学校」との訳があてられることもある。一般に2歳から6歳までの子供が対象。教育省の所管となる。水曜日は小学校と同様に休みであることが多い。

幼稚園の始業前と終業後の託児については、両親が働く家庭では、「レジャー・センター【Centre de loisirs】」のようなところに預けることとなり、これは公立でも有料であるが、3歳までの託児と比べると格段にコストは下がる。

さらに、幼稚園によっては2歳児から受け入れるところがあるため、2歳児の託児方法として可能であれば親は幼稚園を選ぶことが多い。2歳児の35.2%が幼稚園に登録している。

4 託児費用

(1) 保育コストの低下

1995年に、500万を越える世帯において、11歳未満の子供が少なくとも1人あった。このうち31%、約150万世帯が、定期あるいは非定期に11歳未満の子供を有償で誰かに預け、180億フランを費やしている。お金を払って子供を預ける家庭はその10年前と比べ増えているが、一方で、費やすコストは世帯当たり平均で10年前より少なくなっている。子供を預ける家庭が増えたのは働く女性が増えたためで、他方、世帯当たり平均コストの低減は家族給付の増加によるものである。

母親が働いている場合、45%の家庭が誰かに子供を預けている。自宅が仕事の場でもある場合は自宅で子供をみることができるため、有償の託児システムの利用率は、母親が商売をしている場合や手工業に携わっている場合では14%まで下がる。農業従事者の場合は36%である。

子供を自宅外で認定保育ママに預ける場合の費用は月平均で1,100フラン（168ユーロ、1995年）で、子供の自宅で預ける場合とほぼ同額である。ただし、子供の自宅で認定保育ママに預ける家庭は半数が週に8時間以下の利用であるのに対し、自宅外で認定保育ママに子供を預ける家庭の場合は週に22時間以上の利用と利用時間の差が大きく、このため両者の費用がほぼ同水準となっている（表12）。

他方、集団託児所に子供を預ける場合は、家庭が費やす費用は平均で月400フラン（61ユーロ、1995年）となっている。託児時間は、集団託児所を利用する家庭の5割において週8時間以下の利用度、4分の1で17時間以上、世帯平均では週14時間であった（表12）。

また、1996年～1999年にINSEE（国立統計経済研究所）が行った調査によると、子供を預ける場合（あらゆるサービスを含む）の家庭のコストは平均月1650フラン（252ユーロ）で、時給にして1999年の場合で19フランである。集団託児所の場合が平均16フランで、家庭で人を雇って預ける場合は同35フランであった（家族給付を考慮せず）。多くの家庭が家族給付を受けていることを考慮すると、託児費用はごくわずかといえよう。

(2) 有料託児システムに子供を預ける家庭の増加

有償の託児システムの利用家庭の比率は、1984年の22%から1995年には31%と大幅に上昇した。この要因の一つは、働く女性が増えたことであり、その他に、家族給付という直接援助及び減税という間接援助の存在も有償の託児システム利用率上昇の要因となっている（1994年12月31日時点で、AGEDの受給件数は2万4700件、他方AFEAMAは26万7600件となっている）。

子供の面倒をみてもらうために少なくとも一人を雇用する家庭の出費は月平均で、1995年には900フラン（137ユーロ）と1984年の1,100フラン（168ユーロ：1995年の価値で計算）と比べ減っている。これは、この間に保育コストの一部に公的援助がされるようになったこと、

及びパートタイム労働の増加で人手に頼るケースがより少なくなったことも要因と考えられる（パートタイムで働く女性は1982年には女性就業者の19%であったが、1995年には29%まで上昇）。

自宅での託児費用については家庭が負担するコストのほかにCAF（家族手当公庫）からの関連給付がある。これは1994年で47億フラン（7億1700万ユーロ）にのぼっており、その内訳は、5億2200万フランがAGED、41億8000万がAFEAMAとなっている。従って、1994年の場合で、託児に家族とCAFを合わせ総額230億フラン（35億600万ユーロ）が費やされたことになる（自治体の集団託児所への援助は除外）。

家庭当たりの平均支出額は減少しているが、有償託児システム利用率の上昇により、家庭が負担する託児費の支出総額は1984年の160億フラン（24億3900万ユーロ）から1995年には180億フラン（27億4400万ユーロ）まで増加している。

表 13 11歳未満の子供の有料託児利用率とコスト（1995年）

（F=フラン）

	1984年	1989年	1995年
在宅託児			
利用率（該当する全世帯比）	2.5%	3.5%	4.5%
利用世帯の支出（月平均）	2000F	1500F	1100F
利用全世帯の支出総額（年）	36億F	36億F	36億F
自宅外での個人託児			
利用率（該当する全世帯比）	13%	14%	17%
利用世帯の支出（月平均）	1100F	1100F	1100F
利用全世帯の支出総額（年）	96億F	96億F	120億F
集団託児			
利用率（該当する全世帯比）	9%	13%	14%
利用世帯の支出（月平均）	550F	450F	400F
利用全世帯の支出総額（年）	30億F	36億F	36億F
有料託児の合計			
利用率（該当する全世帯比）	22%	27%	31.5%
利用世帯の支出（月平均）	1100F	1000F	900F
利用全世帯の支出総額（年）	156億F	168億F	180億F

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）

(3) 託児方法と家庭の収入水準

自宅で他人に子供を預けるという方法は、他の託児方法と比べ近年増加率が最も高い。ただし、家庭の収入によって利用度が大きく異なり、コストが大幅に下がったとはいえ依然相対的に裕福な家庭がこの方法を利用する割合が高い。

AGED（在宅保育手当）とAFEAMA（認定保育ママを雇用する家庭に対する援助）は、相対的に裕福な家庭の個人的な託児方法の利用の増加に寄与したと考えられる。一方で、国、自治体、労使団体が集団託児所や校内保育所の定員増に力を入れた結果、低中所得層の家庭が集団託児所に子供を預けられる可能性は以前より高くなったと思われる。

16歳未満の子供のうち全体の4分の1に当たる約300万人が学校のない時間帯には誰かあるいはどこかに預けられている。300万人のうち62%が6歳未満で、95%は11歳未満である。なお、11歳以上では、就業後の「クラブ」活動や授業が終わったあとの「自習」教室といったところで過ごすのが一般的である。

5 子供の休暇中及び水曜日の受入れ

フランスの学校では2カ月間の夏休みの他に10日~2週間前後の4度の休暇¹¹があり、働く親にとっては、水曜日と同様に誰に預けるかが問題となる。公務員たる母親の場合には、かなりの多くの者が水曜日を休むパート勤務を申し出て採用している。フルタイム労働の母親の場合は、水曜は、レジャーセンター【Centre de loisirs】に預けることができ、また、長期休暇中もレジャーセンターが機能するため不都合はない。長期休暇の場合は、「バカンスセンター」という宿泊付きの子供の受入れ施設もある。

「バカンスセンター」を運営するのは、アソシエーション（公益法人）、自治体、企業委員会、民間企業、個人である。

表14 バカンスセンターのオーガナイザー別利用者数（1999年）

オーガナイザー	滞在パック数	未成年の受入れ数（人）
アソシエーション	32,318	1,103,191
自治体	4,994	168,682
企業委員会	2,606	130,759
営利会社	827	16,029
個人	986	29,454
合計	41,731	1,448,115

（資料出所）スポーツ省

¹¹ 春の復活祭の休み、11月上旬の万聖祭前後の休み、クリスマス休み及び2月のスキー休みがある。

フランスの家族政策の概要と歴史

1 フランスの家族政策の特徴

フランスの社会政策において家族政策は格別の意味を持っている。CAF（家族手当公庫）は2000年には総額460億ユーロを支給したが、こうした額の大きさよりも、むしろフランスにおいては政治的、社会的に家族が取り上げられるその取り上げ方において、特別の地位を有しているといえる。すなわち、他の欧州諸国と比べると、フランスの家族政策はその必要性はより明白なものと認識され、かつ雇用、住宅、教育などあらゆる分野を包括するという意味で普遍的であり、政治的な意味合いが大きい点で画期的である。フランスの家族政策は、第二次世界大戦の直前と直後の時代に黄金期を迎えた「家族主義」をベースとするもので、プライバシーの尊重を重視する英国、問題は家族で決めるというドイツの姿勢と明らかに一線を画しているといえよう。

社会保障の面からフランスの家族政策をみると、給付の有無と額は子供の有無で決まっている。家族政策における施策は以下の5つに大別できる。

1. 家族手当公庫（CAF）あるいは社会保障制度の他の公庫が支給する「古典的な」家族給付及びこれら公庫が資金を負担する援助活動：2000年で249億ユーロ。
2. 自治体、企業、国が担当する措置：一般的に子供があることが条件である。社会保障制度の医療部門による出産費用の負担（43億ユーロ）、自治体の福祉活動（家庭に問題のある子供の世話や貧困者対策）の一部（55億ユーロ）、企業の家族援助など。
3. 税制上の措置：特に単位【Parts】システムによって、税計算において子供の数が考慮される。家族支援としての額を弾き出すのが難しいが、60～70億ユーロと推計される。
4. 年金：一定数（普通3人以上）の子供を育てた場合、年金に関する権利が増える（退職年齢、年金額など）。この支援効果は概ね100億～110億ユーロと計算される。
5. 厳密な意味での家族政策には入らないが、CAFが資金を負担する一連の措置：中心部分は住宅給付（123億ユーロ）。これは当初は家族給付と密接に結びついていた。この他、成人の身体障害者援助（40億ユーロ）、貧しい家庭に対する援助であるRMI（社会復帰のための最低収入保証）に46億ユーロ。

図3 家族政策の概念図と支援額

家庭への直接援助 444 億ユーロ		関連リスク	CAF 合計
CAF が支給する給付 249 億ユーロ			
家族手当	232 億ユーロ	CAF が支給する給付 209 億ユーロ	458 億 ユーロ
うち 養育給付	139 億ユーロ		
出産と乳幼児	74 億ユーロ	うち	
片親手当	16 億ユーロ	住居	123 億ユーロ
障害者	3 億ユーロ	障害者	40 億ユーロ
福祉活動	17 億ユーロ	貧困	46 億ユーロ
他の直接援助 195 億ユーロ			
うち 現金支給	53 億ユーロ		
サービス支出	99 億ユーロ		
出産	43 億ユーロ		
子供を持つことで得る間接的利益			
税務上の利益	61 億ユーロ		
年金上の利益	104 億ユーロ		

(注) 額は 1996 年推計値

(資料出所) Jacques Commail 他 « La Politique de la famille »

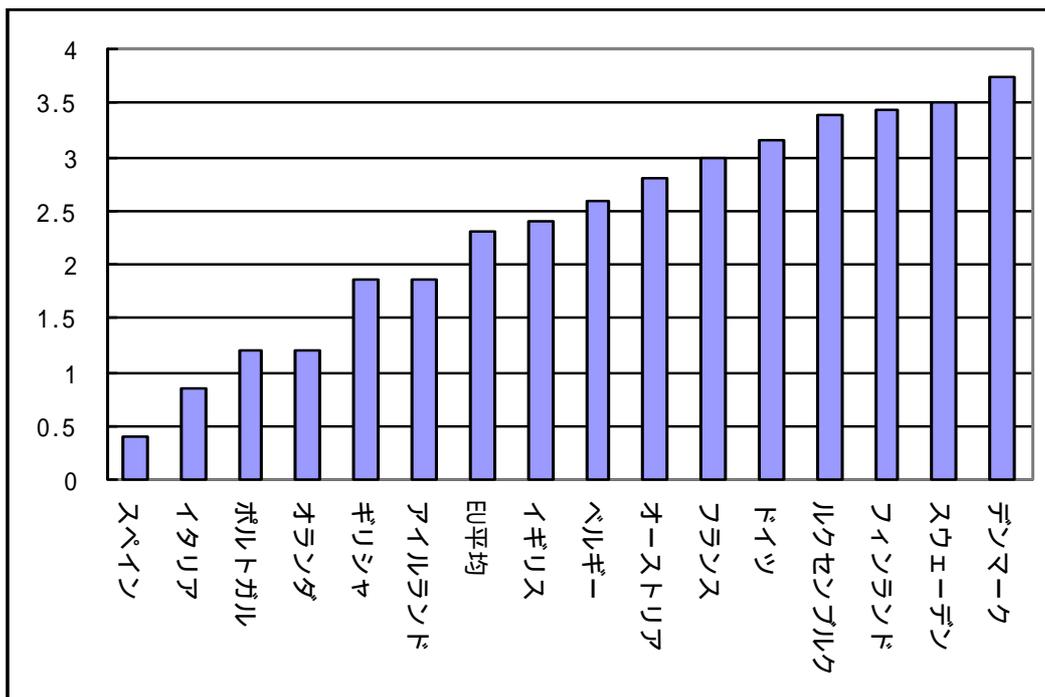
図3からは、1996年に家族に何らかの形で支給・支援された総額約820億ユーロのうち、CAFの家族手当支給は3分の1に満たないことが分かる。年金制度上及び税制上の間接利益による家族援助は家族給付にほぼ等しい額であることに注意が必要である。

フランスの家族政策は極めて手厚いものといえるが、フランスの家族政策コストの対GDP比率は約3%であり、スカンジナビア諸国(デンマーク、スウェーデン、フィンランド)とルクセンブルクは同3.5%で、また、ドイツ、オーストリアもフランスに近い水準であることから、突出した財政的支援を行っているとも言いがたい(図4)。

むしろ、家族政策に充当される資金もさることながら、フランスの家族政策の特徴は、家族政策を担当する公的組織が制度化されていること、及び力の大きい家族団体が存在することにあるといえよう。

フランスは 20 世紀の初めに社会政策が浮上してくる過程で家族政策が政策課題となった。その中でも、19 世紀にフランスの出生率が他の国より減ったことを背景として、出生が重要なテーマとなっていることもフランスの特徴である。これは、今日でも変わらず、現時点ではフランスの出生率が他の欧州諸国より高いにもかかわらず、出生は、依然政府や関係者の関心の高い政策課題となっている。

図 4 家族関連給付の対 GDP 比率 (1999 年)



(資料出所) Jacques Commail 他 « La Politique de la famille »

なお、家族関連給付の比重は EU15 カ国平均では 1990 年から増えている。イタリアを例外として家族支援コストは急速に増えている。大半の国では、低い出生率の引き上げ及び家庭と仕事の両立支援という 2 つの目的で給付額は引上げられてきている。

2 金銭的援助の種類

本章第 1 項で述べたとおり、家庭に対する直接的、又は間接的な金銭的援助は大きく以下の 5 つに大別できる¹²。

(1) 家族給付

中核は家族手当公庫 (CAF) あるいはそれと同等の家族手当公庫 (農業部門金庫、特別な社

¹² 以下、各手当の詳細については、「第 3 章家族給付」を参照されたい。

会保障制度金庫)が支給し、社会保障法の適用を受ける家族給付で、2000年度の支給総額は232億ユーロであった。家族給付は大戦後、社会保障制度が発足した時に制度化された。当初は、賃金労働者のみが対象という簡略なシステムであったが、徐々に国民全体へと拡大した。当初の5種類の給付(家族手当、ワンサラリー手当、出産前手当、出産奨励プライム、住居手当)から現在は20種へと手当の数が増えて複雑になっている。現在の主要な手当は以下のとおりである(額は1996年推計値)。

- ・ **養育手当(139億ユーロ)**: 家族手当(AF、110億ユーロ)、家族補足手当(CF、15億ユーロ)、新学年手当(ARS、14億ユーロ)が該当する。
- ・ **出産と乳幼児に関する援助(74億ユーロ)**: この15年間に著しく額が増えた項目である。養育手当(APE、28億ユーロ)、在宅保育手当(AGED、1億3500万ユーロ)、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助(AFEAMA、17億ユーロ)、乳幼児手当(APJE、27億ユーロ)が該当する。
- ・ **片親家庭への援助(16億ユーロ)**: 孤立した親手当(7億2000万ユーロ)、家族支援手当(ASF、9億ユーロ)が該当する。
- ・ **その他、特殊な援助**: 身体障害児に対する特別教育手当(AES、3億ユーロ)、親の付添い手当(新しい措置)が該当する。

公務員の家族補助(20億ユーロ)など、使用者によっては家族手当を支給する場合もある。この他、国や自治体が低所得家庭を援助することもある。例えば奨学金(22億ユーロ)は国の予算から支払われている。

欧州のどの国においても家族給付の中心は家族手当(AF)である。しかし家族当たりの支給額は国によって大きく異なる。トップはルクセンブルク、それに続くのはベルギーで、後続するフランス、ドイツ、オーストリア、フィンランドはほぼ同じ水準である。給付額は子供の数によって異なる。

フランス、ルクセンブルク、ベルギー、オーストリアは子供3人以上の家庭への給付水準が高いことで他の国と異なる。このような政策の国においては、家族手当が、より少子化対策としての色彩を強く持っているものとみることができよう。子供1人と2人の場合は、南欧諸国を別にすると給付水準は国によってあまり変わらない。フランスは子供1人の場合家族手当を支給しない唯一の国である点に大きな特徴がある。

(2) サービスに対する資金的負担

自治体あるいは家族手当公庫(CAF)が担当し、提供する家族向けサービスに要する経費(116億ユーロ)も、金銭的援助とみなすことができる。

- ・ 家族手当公庫は17億ユーロを社会活動に投入(託児所、家事援助、パカンスセンターなど)。
- ・ 自治体は、一部のサービス(主に託児所)に対する援助、及び児童福祉(問題のある家庭の子供など)に55億ユーロを支出。

- ・ 社会保障制度の健康保険公庫は 33 億ユーロを不応児の受け入れ（宿泊施設）に充当。
- ・ スクールバス（8 億ユーロ）、子供の多い家族の運賃等割引¹³（3 億ユーロ）という交通の分野での援助に 11 億ユーロ。

(3) 税制上の援助

1946 年度の財政法で導入された単位【Parts】システムを採用することで子供の有無、子供の数により税政上の優遇措置が受けられる。

まず、フランスにおいては所得税の課税単位が原則として世帯である点が他の多数の欧州各国と異なる。フランスでは、家族の所得を合算し、それを家族構成から計算される「単位」数（大人は 1 単位、子供は 2 人までは 1 人につき 2 分の 1 単位で、3 人目から 1 単位）で除した金額について税率表を適用し、算出した税額に単位数を乗じた額を納税債務とするという「家族合算分割課税」という方式を採用している。これは、家族構成員がそれぞれ納税に連帯責任を負うという考え方に基いているが、税率表が累進的であることから、家族数が多い場合ほど税負担は軽減されることとなる。

この他に、幼児の託児費用の控除など子供にかかる費用の一部は減税あるいは控除の対象となる。住居税（地方税の一種）も扶養家族の数を考慮している。

(4) 将来的に得られる援助

一定数（普通 3 人）以上の子供を育てた親の場合、年金の権利が拡大される（それに要する財政負担は 104 億ユーロ）。これは第 2 次大戦後に導入されたものであり、子供の多い家族では親の一方が仕事をやめざるを得ないことが多く、その場合、年金面で不利になる（掛け年金数が短くなる）という考え方を根拠としている。

(5) 関連援助：住宅援助と貧しい家庭援助

家族援助と密接な関係があるのが住宅援助¹⁴（ただし、子供の無い家庭も対象となる）で、現在 480 万世帯が給付を受けており、123 億ユーロを要している。内訳は、最も古くからある家族住宅手当【Allocation de logement familial、ALF】が 28 億ユーロ、1977 年に導入された住宅個別援助【Aide personnalisée au logement、APL】に 59 億ユーロ、1971 年に導入された社会住宅手当【Allocation de logement social、ALS】に 35 億ユーロがそれぞれ投じられている。

他方、貧しい家庭への援助に関しては、1988 年に導入された社会復帰のための最低収入保証（RMI）に 46 億ユーロ、1975 年に導入された働くことのできない障害者のための成人障害者手当【Allocation pour handicapé】に 40 億ユーロがそれぞれ投じられている。

3 フランスの家族政策の歴史

フランスでは国の介入に先立って、家族団体や一部の企業経営者が 19 世紀末からすでに貧しい家庭を支援してきている。フランスの家族給付の土台は、企業経営者（大方がカトリック系団体）が築いてきたものといえよう。彼らは、1891 年に刊行されたローマ法皇レオ 13 世の

¹³ 例えば、「大家族割引カード」は子供 3 人以上の家庭に交付され、交通運賃や一部の娯楽施設（一部の映画館等）で割引される。

¹⁴ 住宅手当の詳細については、第 3 章参照。

回勅に鼓吹されて、独身者と妻子のある者の間で差異なく賃金を支払うのは平等な措置ではないと考え、家族構成に応じて賃金に上乘せを行った。企業主導のこの伝統は今も残っており、フランスでは家族団体と労使団体が家族政策に関しては非常に重要な役割を果たしている。このような家族援助の歴史的な背景から、家族手当公庫は社会保障制度の他の公庫とは独立した組織となっている。

国は1913年の法律で4人以上子供のある貧しい家庭への支援を導入したことにより、直接に施策執行に参画するに至った。しかし、家族政策というに足る政策が実行されるに至ったのは、1939年の家族法の成立以降というべきである。

家族政策はその後、社会保障制度の中に組み込まれて行くが、特に「全国民のための社会保障制度」の原理が明らかにされた1945年10月4日のオルドナンス(政令)で画期的に飛躍した。こうして第二次大戦後にフランスの家族政策は制度化されるが、政策の柱は出産奨励と、それに伴い子供数が増えた世帯の生活水準維持にあった。

1930年代当初の家族政策の狙いは三つあった。世代交代、子供のない家庭とある家庭の間の平等、そして結婚を基盤としたかつての家庭モデルを永久的モデルとすることである。この目標は貧困家庭が増えるなどして徐々に方向を変え、家族政策は貧富格差是正、所得再分配手段となっていった。特に国家等公的部門は、家庭の貧富格差の解消を第一の目標として、非婚家庭や片親家庭という型にはまらない家庭に対して柔軟な対応をせざるをえなくなり、家族政策は次第に「唯一の家庭モデル」から離れて、母子家庭、住環境の悪い家庭、共働きの家庭が優先的に対象とされるようになる。特に、1970年代には一部の家族給付が条件付きとなったことで、新たな転機をなしたと言えよう。これ以降、家族政策は経済的に恵まれない家庭を優先してきている。現時点では家族給付の大半には所得条件がついており、このことから、ますます、厳密な家族政策と広い意味での社会政策が混ざりあうようになったといえる。

一方、この流れと並行して、正式に結婚して子供を持つという伝統的家庭モデルの番人的役割を果たしていた国も変貌し、例えば60年代以降「家庭」の法定ステータスを大きく変えるに至った。家族の構成員間の平等、特に男女の平等、子供の権利と利益の擁護を目的としての法規の整備や、また非婚カップルといった新しいカップルの形態にも目を向けるようになった。こうして、1965年以降フランスでは家族の編成に関して法律により、夫婦による財産の管理、子供の教育における夫婦平等、並びに両親の社会的ステータスに関らず子供は全て平等という大原則が打ち立てられた。

「家族」という言葉が示すものは、ここ数十年間、大きく多様化し変貌をとげた。非婚カップル、同性愛カップル、離婚、片親家族、再婚家族がそうであり、こうした家族構成の変化に伴い、1990年代を通じて家族給付システムも大きな変化をみせた。一つの転機は1994年の家族関連法で、この法を契機に、家族というものがそれまで以上に真剣に取り上げられるようになった。その後1996年からは「家族に関する会議」の枠内で定期的な問題検討が続いており、このことは、フランスの家族政策重視の一つの証左といえる。

時代、政府、また財政的な制限によってもフランスの家族政策が狙いとするところは変わってきた。現在では、前述のとおり貧富格差の縮小、貧しい家庭援助に焦点が当たると同時に、「仕事と家庭の両立」や「成人したばかりの若者の自立」といった新しい課題が浮上するに伴い新たな措置が導入され、家族政策はより横断的となり、家族の新しいニーズに応えようとしている。

近年採られている新たな措置は、大きく3つのカテゴリーに分けられる。給付(現金あるい

は現物) 税制上の措置、CAF(家族手当公庫)の社会的活動である。こうした措置は多く、複雑で一貫性がないという批判もある。税制上の措置は別として援助の殆どは社会保障制度の家族部門が資金を負担している。家族部門は伝統的に黒字であることから他の部門(健保、年金)の赤字の補填に当てられることもあり、これには家族政策の関係者からは批判がでている。もっとも1994年からはリスク管理を部門別々に行うという原則が法律で規定されている。

(参考) 家族と家族政策に関する年表

1804年：ナポレオン法典で、家族という民事上のステータスが定まる。

1884年：イゼール県(南東部)のクランという企業が賃金補足システムを導入。賃金補足とは賃金割増であり、割増分は、各従業員の扶養する子供の数に応じて支給された。フランス北部でも多数の経営者が、従業員を定着させる手段としてこのシステムを採用するようになった。一部の役所でも採用された。

1896年：最初の家族連盟「人口減少に対抗する新連盟」の発足。これは「フランスの人口を増やすための全国連盟」へと発展する。

1913年：貧しく子供が多い家庭(13歳未満の子供が4人以上いる家庭で十分な収入が無い家庭)への援助支給に係る法律が7月に発布される。この法律は、「子供は、子供を生んだ不用心な親が当人だけで面倒をみるものである」という当時の一般的な考えに一石を投じた法律として意義が大きい。

1918年：イゼール県の建設、機械、鋳物業の経営者団体が4月に家族手当公庫(補償金庫とも呼ばれた)を創設。このシステムは他の県にも広がり、1930年代の始めには補償金庫は200を数えるに至った。

1920年：ジュール=ルイ・ブルトン社会援助・社会対策相が「出生高等評議会」を設置。多産家庭の表彰が制度化される(多産女性の表彰は今日なお残る)。

1932年：3月11日のランドリ法によって、雇用者が一つの補償金庫に加入することが義務となり、これにより、2人以上の子供を持つ商工業部門の全ての賃金労働者に対する家族手当の支給が一般化した。家族手当の額は、業界また県によって異なった。国の役割は、県毎の家族手当の支給率の下限を定める、あるいは各補償金庫の設置を認可するといった程度で、介入度は低かった。

1938年から、出生数を増やすことを優先課題として、本格的な家族政策が実行される。

1938年：11月2日家族手当の改革法。家族手当公庫の独立性はそれ以前より制限された。

1939年：家族問題を担当する閣外相の誕生

2月：ダラディエ内閣が「人口高等評議会」を設置。同評議会は、出生数の増化、田園部の人口増、外国人の滞在と同化に関して関連省庁がおこなう作業のコーディネイトをその任務とし、また家族法の策定に積極的に参画した。

7月29日：家族法の発布。内容は、家族給付及び多人数家族の税金に関する措置。また同法で、墮胎は10年の禁固刑かつ罰金1万フランと、1920年の量刑(5年の禁固刑かつ罰金5,000フラン)より重くなった。

1941年：ヴィッシー政権による家族問題諮問委員会の設置。フランスの家族政策の発展に向けての対策立案を使命とした。

1942年：12月29日：グド法発布。家族関連団体は以後「家族問題全国連合【*fédération nationale des familles*】」に統合される。

第二次大戦終戦直後に社会保障制度が設けられる。人口が増えてきていたおりから家庭に対しては巨額の財源が充てられた。

1945年：10月4日：社会保障制度の組織に関するオルドナンス。家族手当公庫の組織及び財源に関して抜本的な修正がなされた。家族手当公庫は社会保障制度の中に一本化された。同時に、これまでの経営者のみによる公庫の管理体制に終止符が打たれた。

1948年：9月1日、住宅手当の導入。子供の数が増加に伴う住居費負担増への対処が目的。

1949年：2月21日付け法で、社会保障制度の枠内において家族手当公庫が独立性を有することを最終的に決定。

フランスの家族政策は1960年代から著しい発展をみせた。家庭の民事的ステータスは、1970年の両親の合同権限【*autorité parentale conjointe*】に関する法律や1975年の離婚に関する法律などいくつかの重要な法律によって改変された。給付に関しては、家庭の援助、保護というロジックから社会的な不平等の是正というロジックに徐々に向かうようになったことが指摘できる。

1965年：7月13日の結婚に関する法律で女性が法的能力を有することとなり、夫婦の財産管理において夫と妻が平等となり、また夫の了解なしに自分の選んだ職業につくことが可能となる。なお、これまでは妻は夫の監督下におかれていた。

1967年：8月21日：社会保障制度の行政編成に関するオルドナンスと施行令。社会保障制度の一般制度（民間企業の被雇用者が加入）はこの法規により現在の形をとるに至った。社会保障制度は4つの部門からなり、その一つが家族部門と位置付けられる。

12月28日：ヌヴェルト法により、女性は避妊の権利を獲得。

1970年：出産休暇中の賃金を健保で90%補償。

1970年：親権に関する法律で、民法上の「家長」の概念が削除される。

1972年：同じ仕事に対する男女平等の賃金支給を法定。

1974年：避妊に健保適用。また、未成年の女性は親の許可なく避妊ピルを購入できるようになる。

1975年：1月17日の「ヴェイユ法」により1920年から禁止されていた人工妊娠中絶が厳しい条件付きながら許可される。

1981年：大統領選挙では、ミッテラン社会党候補の選挙綱領においては家族政策の改正が重要な部分をなしていた。ミッテラン氏の大統領当選後、社会党政府は、種々の手当の大幅な引上げ、管理の簡略化を施策方針とした。また、子供の数や収入に応じて家族手当に格差があったことから、収入制限付きの手当の種類を減らすなどして格差を減らす方向も示された。ある特定の家族形態が有利となることなしに消費を活性化させることが政府の方針であったが、その政策の実行に当たっては国民連帯を重視した。

1983年：職業上の男女平等の法律発布。

1983年：人工妊娠中絶に健保適用。

1985年：7月4日：幼い子供のある家庭を支援するための法律発布。養育手当（APE）乳幼児手当（APJE）が導入された。

1986年：4月の総選挙のあと発足したシラク保守政権は、出生数を増やし幼児の預け入れ施設を充実させることを柱とした家族政策の実行に乗り出す。

1986年：12月29日に家族に関する法律制定

1987年：7月22日のマリユレ法で、親権の行使が、結婚していないカップル及び離婚したカップルへと拡大される。

11月12日と13日：社会保障制度の関係者会議開催。家族政策をテーマにした会議では、出産奨励政策の必要性が大半の参加者から主張された。

1993年：1月8日の法律で、両親が二人して親の責任を果たす coparentalité という原則が固まる。すなわち、離婚、別居中の両親、あるいは結婚していなくても、同居するカップルが出生後1年以内に子供を認知した場合も含めて全ての両親は、親権を行使するとした。

4月8日：バラデュール首相は、施政方針演説で家族手当公庫の財源を現行の雇用主負担から国の負担へと段階的に移すことを主張。

10月：コダシオニ議員（保守派）が家族政策に関する報告書を首相に提出。家族関連法の土台となるはずの約50の措置が提案された。例えば、「自由選択手当」の導入。これは父親あるいは母親に職があっても、SMIC（全業種最低保障賃金）の5割相当額の手当を第一子の誕生から、幼稚園入園時まで親の収入に関係なく支給するという案。

1994年：7月25日：家族関連法の発布。

同日、社会保障制度関連法が発布される。家族に関しては、家族手当公庫の財源の維持が決まった。法規制が原因で家族手当公庫の財源が減った場合、国は公庫に年次交付金の形で埋め合わせを行うこととされる。

1995年5月のシラク大統領当選を受けて発足したジュペ内閣では、社会保障制度の大々的な改革に着手し、この改革は家族部門にも大きな影響を及ぼした。

ジョスパン内閣は1997年から家族に対する種々の援助の改革に着手。

1997年：6月の下院での施政方針演説で、ジョスパン首相は、家族手当の支給に収入条件をつける方針を明らかにし、12月19日の社会保障制度財政法により、家族手当の支給に収入条件が課されることとなる。また在宅保育手当（AGED）の引下げが決まる。

1999年：シュヴェヌマン内務相が、罪を犯した未成年者の親に対して家族手当の支給を中断するべきだとの意見を地方紙で発表。

2002年：3月4日の姓に関する法律で、全ての子供は母親あるいは父親の名前あるいは、両親が決めた順序で連結した双方の名前を名乗ることができることとされる。両親の意見が対立する場合、あるいは両親による申告が無い場合は、子供は父親の名前を名乗る。第一子が名乗る姓は第二子以下の子供にも適用される。この規則は認知された子供、養子についても適用される。2003年末に発効予定。

4 近年の家族政策

今日、家族政策、特に家族給付制度においては、「タテの連帯」、すなわち所得再分配機能がこれまで今まで以上に重視されつつあり、低所得家族の社会的疎外の阻止という点に重点が置かれているとみることができる。

これに加えて、近年浮上してきた課題である両立支援政策、若者の経済的自立など、社会的変化を考慮した家族政策の展開に傾注している（これらについては第 章及び第 章で詳述）。

一方で、国と家族手当公庫(CAF)との間での 2001・2004 年度の「目標・運営協定(COG)」では、手当受給手続きの簡略化といった実際的目標も上がっている。

近年、家族政策の優先課題は、家族問題全国会議で決定されている。同会議では、近年の家族の関心と期待を反映して、以下の課題に焦点が当てられ、新たな措置等の導入などがされている。

- * 仕事と家庭の両立支援。
- * 仕事への復帰希望の母親への支援。
- * 住環境の改善。
- * 父親と母親双方の責任行使への援助。
- * 家族形態の変化に法規を合わせる。

1997 年以降の家族政策に係る主要な取組みについては、以下のとおり。

家族給付と家族に対する資金的援助：

- ・ 家族給付の対象となる年齢上限の引上げ。
- ・ 家族手当の年齢割増（家族手当の項参照）と RMI（社会復帰のための最低収入保証）の併合受給を可能とした。
- ・ 新学年手当（ARS）（収入制限あり）が子供 1 人の家庭に拡大適用されるようになったこと及び同手当の割増支給が恒久的措置となったこと。
- ・ 障害のある子供に対する特別教育手当（AES）の改革。
- ・ 家族給付の物価スライド措置の恒久化。
- ・ 親が子供に付添うための休暇と手当の導入。
- ・ 有給の 11 日間の父親休暇の導入（従来の 3 日から最大 14 日まで拡大）。
- ・ 貧しい家庭の子供のための学校給食のための基金の設置。

幼児の受入能力の拡大：

- （国と家族手当全国公庫との間の 2001 年—2004 年度「管理目標契約」にて規定）
- ・ 託児所の保育コストの原価に近い援助金を交付することを目的に国は 2001 年～200 年間に 2 億フラン（3049 万ユーロ）を追加援助する（2001 年の家族会議決定）。
 - ・ 在宅保育の受入れ能力を毎年 1 万 6000 人拡大すること並びに在宅保育をさらに浸透させるために 2001～2004 年間に 20 億フラン（3 億 490 万ユーロ）を追加計上する。
 - ・ 集団での幼児受入れ方法の多様化の促進並びに、受入れ時間の柔軟化など。

障害児への配慮：

2000年1月にジョスパン首相（当時）は、障害のある児童、中学生、高校生が健常人と同じ社会環境（特に学校）で生活できることを目的とした政策実施の方向を明らかにした。すでに1999年から障害児の就学状況を改善するため予算が計上されていたが、政府は2001～2003年にわたる3カ年計画でこれを発展させた。具体的には、学校内に介護サービスを設置することや家庭での学習援助などに2億4000万フラン（3659万ユーロ）、メディカルソーシャルセンターの発展のために6000万フラン（915万ユーロ）、また障害児のための特別な教育設備に1億7000万フラン（2592ユーロ）が計上された。

5 家族問題全国会議

家族問題全国会議はミッテラン大統領が大統領に当選した1981年に発足準備に入り、翌1982年に第一回会議が開催された。その後毎年開催されている。

公的部門からは、会議を主宰する首相以下、関連省庁の大臣、国民議会の文化・家族・社会問題委員会の委員長、上院の社会問題委員会委員長、経済社会評議会（政府の重要な諮問機関）議長、フランス県議会総会議長、市町村連合会長、労使団体、家族協会全国連合（UNAF）¹⁵並びにUNAF内の家族団体19、社会保障制度機関、及び専門家が参加する。

なお、1994年7月25日の家族に関する法で本会議は制度化され、定期開催が義務付けられた。

1998年には関連省庁間の調整にあたる家族問題省庁横断組織が設置され、この会議の準備を担当している。

家族問題全国会議は将来の家族政策の方向を示し、すでに実施された政策の進捗状況を報告すると共に、具体的な施策も決定する場となっている。例えば、1998年の会議では、家族手当の支給対象となる子供の年齢上限が19歳へと引上げられ、1999年の会議では上限は20歳までとさらに引上げられた。

（参考）2000年及び2001年の家族問題全国会議の主要な決定について

<2000年の会議の主要な決定>

*住宅給付の改革：

支給額を上げる方向での住宅個別援助（APL）の改革。2001年1月から実施。430万世帯で給付額が増加。コストは6億5,000万フラン（9,909万ユーロ）

*集団託児施設の拡充：

集団託児施設の乳幼児の受入数の3万～4万増を目的とした公共投資を増やすために「特別（年度限りの意味）投資金庫」を設置。金庫は2001年1月に設置され投入額は15億フラン（2億2867ユーロ）

なお、受入施設の定員数の増強には、一人増加につき4万～7万フラン（6098～1万671ユーロ）の援助金が交付されるという投資側にとって魅力の大きい内容となっている。また、施

¹⁵ 家族協会全国連合【Union nationale des associations familiales、UNAF】。本章第6項参照。

設の刷新を奨励するために、マルチ託児所の設置 受入時間の柔軟化、身体障害児の受入、2歳児と3歳児の橋渡しシステムの設置、といった優先課題に答える施設には援助金の割増支給が行なわれる。施設の新設や整備計画が市町村間相互計画である場合も割増援助が可能である。これは田園部での幼児の受入施設の設置を狙いとする措置である。(この結果、家族手当公庫が投資援助支給を約束した計画は1606件に達した。援助の約束は額にして14億8100万フラン(2億2578万ユーロ)で、これは同投資金庫のほぼ全額に相当する。)

なお、政府は2001年雇用行動計画(EUの雇用政策の一環)において2001~2004年に幼児の受入能力を25万人増やすという目的を定めていた。

* 認定保育ママを雇用する家庭に対する援助(AFEAMA)の改革:

月収9,400フラン(1,433ユーロ)以下の世帯に対しては補足支給の上限を1,290フラン(197ユーロ)へと引上げ。月収9400~1万3000フラン(1433~1982ユーロ)の家庭に対しては補足給付の上限を1,020フラン(156ユーロ)へと引上げ。月収1万3000フラン以上の世帯に対しては補足給付の上限は826フラン(126ユーロ)のままで引上げなし。49万のAFEAMA家庭のうち10~20万家庭で支給額が増加することとなる。また、この改革でAFEAMAの利用家庭の3~4万増が見込まれている。

低収入の家庭が個人的に認定保育ママを雇うことは難しいが、田舎では特に託児所の能力が小さく保母を雇うしか方法がないという場合が多い。そうした状況を考慮しての措置である。

* 重病の子供のために親の付添い休暇と親の付添い手当の新設
(第 章「両立支援政策」の項参照)

* 女性の職業復帰援助(ARAF)の拡充:

育児休暇のあと仕事に復帰した場合、復帰後2カ月間はARAFを継続支給する。

(第 章「両立支援政策」の項参照)

* 若者のいる家庭への援助(所得税計算における「単位」の引上げ、住宅給付の割増)並びに若者への直接援助の強化(奨学金、若い失業者の失業手当に関する措置、住宅や運賃の援助、医療保険は16歳から国民皆保険制度の対象とするなど)。

* 家族の変化に応じた法改正の促進:

寡婦(夫)の権利、親権、離婚に伴う家族給付、税金、社会保険、住宅面での変化への対応等多岐にわたっている。

<2001年の会議の主要な決定>

- 1) 父親と母親の同等な責任分担を支援する。
- 2) 仕事と家庭を両立させる。
- 3) 成人して間もない若者の自立を奨励する。
- 4) 社会的に不安定な立場あるいは低収入の家族を援助する。
- 5) 障害児のある家庭を援助する。

をテーマとして以下の点が決定された。

1) について:

父親と母親の親としての平等を促進するという考えから、父親休暇の導入(従来の3日から最大14日まで拡大)を決定。また、両親のそれぞれがHLM(低家賃住宅)に入れるようにする措置も決定(現行法では、HLMの入居に当たっては、家族数、扶養家族数が考慮されるが、夫婦が離別した場合は、子供を引き取らない方の親についてはこうした基準が考慮されていな

い) 子供を預からない方の親も定期的に子供を預かるためそれに足りる広さの住居が必要であるという判断に立った措置である。改正後は、常時一緒に暮さない子供も扶養家族とみなされるようになった。

2) について：

託児施設拡充のための乳幼児特別金庫（FIPE）の設置延長。

前年設置された「特別投資金庫」が成功をおさめたことにより、2001年の会議で、次年度においても金庫を設置することが決まった。今回は2万5000～3万人の受入能力拡大を目標とする。資金は前年の特別投資金庫と同様に家族手当全国金庫の黒字分から充当する。

3) について：

若者の住宅援助を強化。具体的には、毎年2000戸の学生用住宅の新設、住宅援助の強化など。

4) について：

過剰なローンの防止策の検討、子供の多い家庭にみあった住宅の増設、住宅援助改革の第二弾の実施など。

5) について：

障害児のための特別教育手当（AES）の強化、身体障害のある青少年の一般学校への入学促進など。

6 ラファラン内閣の家族政策

フランスではどの時代においても家族政策は政治的争点をなしてきたが、ラファラン内閣においても家族政策重視の方針は変わっていない。

すでにラファラン内閣では、2003年春の家族に関する全国会議の準備という形で家族政策上の抜本的な改革が手堅く進んでいる。その中心課題としてすでに以下の3つが掲げられている。

家族給付の簡略化と自由選択手当の導入

これはシラク大統領とラファラン内閣が公約している重要な家族政策の一つである。現行の家族支援措置は技術的に非常に複雑なものとなっている。出産、保育、家庭内雇用の創出、最低収入保証など目的が多様であるのに加えて、方法も手当支給、社会保険料の肩代わり、減税措置などがあり、場合によってはこの3つの援助が重なる。また、家庭の収入や保育方法に応じて各家庭の負担は異なるが、その違いは必ずしも妥当ではない、という認識がベースにある。このため、政府では2003年春の家族に関する会議では、こうした家族援助を簡略にする方向での措置を提案し、2004年上半期から実施に移す考えをもっている。

具体的には、まず既存の家族給付措置の簡素化である。非常に多い家族給付を整理統合し大幅に削減して、異なる形態の措置（給付、払い戻し、社会保険料の軽減、税制上の措置）が相互に機能しやすくすることを狙っている。

また、家族給付の簡略化に伴い、仕事をするかしないかを自由に選択し、また子供の託児方法も自由に選択できるようにという狙いで「自由選択給付」を導入する。これは、「自由主義的」な社会保障施策を進めるラファラン内閣らしさにあふれるもので、この自由選択給付は、仕事

離れを促進することは避けながらも、親が働くか否かに関係なく、それぞれの家庭にふさわしい託児方法を選択できるように支援し、かつそれを資金的に援助する形のものとするのがナウンスされている。

家族サービスと親の役割を果たすことに対する支援

「別居、離婚、再婚、片親家庭の増加など、伝統的な家庭のモデルは覆されており、こうした状況においては、父親と母親の役割は新しく定義しなおさなければならない。離婚など状況の変化にかかわらず双方の親は子供に責任と権限を行使しなければならない」という認識の下、既存の措置が強化される。家族調停、学業フォロー、夫婦の問題のカウンセリングなど国レベルや自治体レベルで数々あるシステムが、活動、財源などの面から簡素化され、効果を高めるように調整される。これはラファラン内閣が重要課題としている地方分権政策とも関連させ、地方分権強化の方向で進めることとされている。

特に、父親と母親の役割の均等化というジョスパン内閣の方針とは異なり、父親の責任を強調し、むしろ父親と子供の接触を高める必要があるとの判断から政策は展開されようとしている。

企業と家庭の関係

ここでは、両立支援政策として、育児休暇システムの改善及び企業が従業員の託児のために費やすコストを軽減するための措置などが採られることとなっている。

特に、「企業レベルでの家族政策」との位置付けの下、家庭と仕事の両立を可能にするあらゆる手段を検討することとされており、中でもシラク大統領が約束した家族支援の方向での新しい企業減税の導入を検討することとなっている。

以上のような自由選択と企業内家族政策の促進はラファラン内閣の下で展開される新しい家族政策として注目される。ラファラン内閣は、上記の家族会議を念頭においた政策準備に限らず、認定保育ママのステータス改善、思春期の子供と子供に対する福祉活動の全体についての考察、といった政策方向を明らかにしている。

また、欧州連合の議長国が承認すれば、2003年にはパリで虐待される子供をテーマにした会議を開催したいという意向も明らかにされている。

なお、すでに2003年度の財政法では以下の措置が決まっている。

*** 大きい子供に対する支援**

長子が20歳に達して家族手当の給付対象でなくなった扶養する子供が3人以上ある家庭を対象に、月70フランが1年間支給される（社会保障制度財政法）。家族手当は満20歳になると支給されないが、20歳になっても扶養家族である場合が増えていることを考慮したもの。14万3,700の家庭がこの措置の恩恵を受ける。ただし、家族手当の年齢上限は変更しない。

*** 家庭内雇用に対する減税幅の拡大**

保育者や高齢者介護など家庭内雇用に対する減税額の上限を現行6,900ユーロ（減税額は、年間6900ユーロを上限として支払った額の50%である）から1万ユーロに引上げる（この減税措置については第 章にて詳述）。政府はこの措置によって、女性が一層仕事をしやすくなる

と同時に家庭内雇用が増え、さらには闇労働が減ると見込んでいる。

* 贈与税の軽減

その他の税制面でも家族支援の方向は強く打ち出されている。景気低迷の折から財政に余裕のない状況だけに、このような家族政策へのテコ入れは、政策的優先度を高くしていることの証左でもある。

若者が社会に踏み出す時、結婚する時など、人生のどの時期にも家族は若者に援助しなければならない一方で、祖父母は子孫に財産を譲りたいと願うのは当然であるという政府の考えから、祖父母から孫への贈与（10年毎）に対する控除が1万5000ユーロから3万ユーロへと引上げられ、贈与に課税される税金が軽減されることとなった。

* その他

国の2003年度財政法案では、9億5600万ユーロが家族政策予算として計上された。前年比で8%増という大幅増加である。予算の配分は、8億500万ユーロが孤立した親手当（API）に充当される（前年比8.8%増）。これはAPIの受給者増に対応するためのものである。また、1億2800万ユーロが国の機関として機能している関係組織に充てられることとなっている。

7 家族政策の当事者

(1) 概説

家族関連の措置を導入し、資金を負担し、管理する権利あるいは義務は、国、地方政府（がある場合）、県、市町村など国によって様々である。他に社会保険料を徴収し管理する公庫や家族団体、場合によっては企業も家族政策に関与する。企業は、社員手当、従業員のための住宅やサービスの設置など家族政策の萌芽期には決定的といえる役割を果たしている。

フランスでは家族政策は、関係者との協議の上で国が決定し、業務は家族手当公庫が担当している。またフランスでは、子供と家族に関する設備とサービスの設置は県の管轄である。フランスでは家族団体が制度化されており、非常に大きな発言権をもっていることが特徴である。

既述のとおり、今日、家族政策の当事者は、毎年政府が主催する「家族に関する全国会議」に集まり、家族政策を決定している。

(2) 国

家族政策を決定し実行するのは、社会問題担当相が担当するケースが多いが、現内閣においてはマテイ保健・家族・障害者大臣が担当しており、フィヨン社会問題・労働・連帯相は担当していない。内閣によっては家族問題を担当する閣外相が付くことがある。

家族の分野に国が介入することの妥当性については欧州諸国の考え方は異なる。フランス、ベルギー、ドイツ、オーストリア、ルクセンブルクでは、家族は国が援助すべきであるという考え方が採られている。

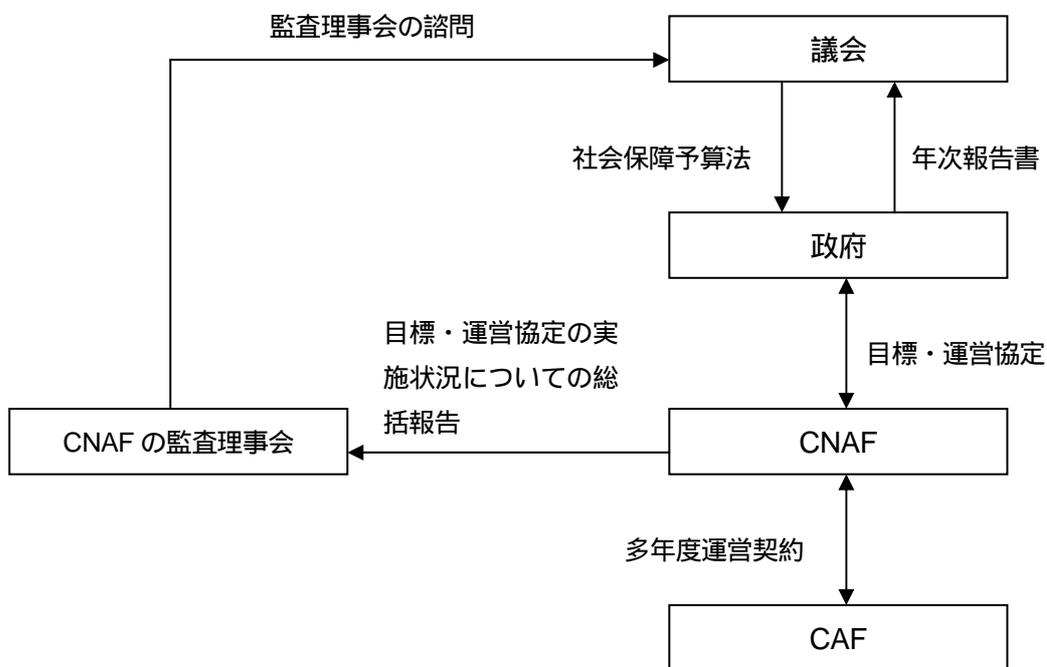
家族問題は、司法、経済、住宅といった問題とも関係するため、関連省庁の作業を調整する省庁横断委員会及び省庁横断組織が1998年に設置されている。

(3) 県

1982年の地方分権法以来、厳密な福祉活動【aide sociale】はわずかな部分を除いて県の管轄となっており、高齢者援助、身体障害者援助、経済的あるいは社会的要因で親が子供の面倒をしかるべくみられない場合の子供への援助という3つの分野で給付とサービスの提供を行っている。

県の児童福祉部は、親あるいは司法当局が県に世話を任せた子供の世話（子供を預かる、金銭的援助）学習支援、未成年の虐待防止など5つの分野を担当しており、これらに係る給付金の支給だけでなく、子供と思春期の子供の保護という総合的な施策を遂行している。なお、家族関係給付は県の管轄外である。

図5 家族政策当事者の責任関係



(資料出所) 家族手当公庫 (CAF)

(4) 家族手当全国公庫 (CNAF) と家族手当公庫 (CAF)

社会保障制度の家族部門は、家族手当全国公庫 (CNAF) 及び 123 の家族手当公庫 (CAF) によって管理されている (図5)。

家族政策における財務は、基本的に家族手当公庫【Caisse d'allocations familiales、CAF】が担当している。家族手当公庫は家族関連の給付を行う一方で、その関係する集団施設の設置に当たっては資金の一部負担もしている。

1) 家族手当全国公庫 (CNAF)

家族関連給付制度の全体に資金を提供している公的機関であり、各家族手当公庫 (CAF) に

資金を分配している。また、社会保障制度の家族部門の戦略と社会活動上の政策を定めると共に全国 123 の家族手当公庫 (CAF) を指導する立場にもある。各 CAF と CAF 指導陣を評価するのも CNAF の役目である。

D) 家族手当公庫 (CAF)

社会保障制度法が適用される公共サービスを使命とするが、私法の適用を受ける民間組織である。県の数より CAF の数が多いのは、歴史的経緯によるもので、県によっては複数の CAF がある。

ハ) CNAF と CAF に対する国のコントロール

国は、社会保障制度家族部門の使命、家族部門が行う給付、財源を決定し、理事会の審議を承認する。国と家族手当全国公庫との関係については、1996 年のオールドナンスで決定した家族手当全国公庫の組織改編が決定的な転機をなした。特に国と家族手当全国公庫との間で「目標・運営協定 (COG)」が調印されたことの意義が大きい。これにより、両者は契約関係にあることとなった。

家族政策担当省の他、予算担当省も家族手当全国公庫の管轄省となっている。また、住宅担当省は、家族手当全国公庫の管轄する援助に関してその活動に直接関与している。

(5) 家族団体

最初の家族団体は 19 世紀の終わりにすでに誕生している。家族の利益を代表して政府等公的部門に提案などを行うのみならず、家庭に関するサービスや給付も行っている。1945 年からは、家族団体は、家族協会全国連合【Union nationale des associations familiales、UNAF】に統合されている。

UNAF は、フランスのほぼ全ての家族団体を統括している。その数は 7500 団体に上り、家族数にして約 100 万世帯が加入している (フランスの家族総数は約 1500 万世帯)。フランスは UNAF のように家族団体が公式に認められ大きな役割を果たしている点で異例である。

家族組織国際連合や EU の欧州家族組織連合 (COFACE) といった国際的な家族団体でも UNAF が中心的役割を果たしている。

(6) 諮問機関、その他

このほか、家族政策が軌道に乗るにつれ、家族政策の異なる局面についてそれぞれを管轄する機関が徐々に設置されてきている。こうした機関には、「人口と家族問題高等評議会【Haut Conseil de la population et de la famille】」のように諮問機関や、「国際養子ミッション【Mission de l'adoption internationale】」のように一定の権限を有した機関などがある。

8 社会保障制度家族部門の財政

フランスの社会保障関連支出は GDP の 29% に相当する。この財源のうち、66% が雇用者と被雇用者の掛け金で賄われ、16% は税金で賄われている。給付については、年金が 49.2%、医療関係が 27.2%、家族関係が 12.8%、雇用関係 (失業手当、職業教育など) が 8.4% となっている。

これら社会保障制度のうち、家族部門の財政は家族手当全国公庫（CNAF）の会計によって把握できる。2001年度のCNAFの歳入は：443億5306万ユーロで前年比3.3%増であった。歳入の大半（約65%）は拠出金収入である。社会保障制度の他の部門は、雇用主と被用者双方が拠出金を負担するのに対して、家族部門では雇用主のみが拠出金を負担している。

歳入の残りの約35%は税収である。家族部門に充当される税収は、一般社会拠出金（CSG、社会保障制度の赤字補填のため1991年に導入された）が大半を占めている。なお、この税金による歳入は、主に、低賃金被用者に係る雇用者負担の家族部門拠出金が免除あるいは減額されたことに対する穴埋めという性格を持っている。

家族部門の財政に関しては、政府が社会保険の拠出金の率と給付額を決定し、他方、労使団体等社会保障制度加入者代表が当該組織の理事として社会保障制度の種々の組織を管理運営し、拠出金の徴収、給付金の分配、また、家族手当公庫の財政状況に鑑みて支給額の引下げあるいは引上げを提案することを行う。1996年からは、社会保障制度財政法案が国会で審議されることになり、立法府も介入できるようになった。

社会保障制度の中で家族部門は一時赤字になったとはいえ（特に1994年～1999年）伝統的に黒字基調である。1960年代の半ばからこの黒字分は、他の部門の赤字穴埋め、特に医療部門と年金部門に充当されているが、これに労使は反対してきた。ただし、1994年には社会保障制度法で部門別のリスク管理の原則が定まり、家族部門も原則として黒字分を自由に処分できるようになった。また、この法律により、法令の変更に伴い歳入が減った場合、国が補填することとなった。